

松戸市地域防災計画

風 水 害 等 編

(令和 6 年度修正)

松戸市防災会議

目 次

第1章 総則

第1章 総 則	1
第1節 計画の策定方針	1
計画の目的	1
風水害等対策の基本方針	1
計画の修正	2
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1 松戸市	3
2 千葉県	3
3 指定地方行政機関	4
4 自衛隊	7
5 指定公共機関	7
6 指定地方公共機関	8
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
8 住民及び事業所等	11
第3節 地域の概要	13
1 社会環境	13
2 自然環境	13
第4節 災害の想定	15
1 水害	15
2 土砂災害	23
3 高潮	24
第2章 災害予防計画	25
第1節 水害の予防	27
1 治水整備	27
2 点検・巡視	28
3 警戒避難体制	28
4 減災協議会の推進	29
第2節 土砂災害の予防	30
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	30
2 急傾斜地崩壊対策	31
3 宅地造成工事規制区域内の保全対策	32
4 警戒避難体制の整備	32
第3節 風害の予防	33
1 風害防止施設対策	33
2 街路樹・農作物の対策	33
3 電力施設の対策	33
第4節 雪害の予防	34
1 道路の対策	34
2 農作物等の対策	35
3 電力施設の対策	35
4 通信施設の対策	35

第5節 防災体制の整備・訓練等	36
1 風水害避難所の確保	36
2 要配慮者対策	36
3 女性視点の防災体制の充実	36
4 防災訓練・広報の充実	37
5 食料・飲料水等の備蓄	38
第3章 災害応急対策計画	39
第1節 災害応急活動体制	41
1 市職員の配備	41
2 市本部等の設置	46
3 災害対応拠点設置予定場所	49
第2節 災害救助法の適用	51
1 災害救助法の適用手続き	51
2 災害救助法による事務	52
第3節 情報の収集・伝達	54
1 通信の確保	54
2 情報収集・伝達	55
3 被害調査	59
4 情報のとりまとめ、報告	60
5 広報	62
6 報道機関への対応	64
7 住民相談	64
第4節 救助・救急・消火活動・水防活動	66
1 救助活動	66
2 救急活動	67
3 消火活動	67
4 水防活動	69
5 地下空間の安全対策	69
6 惨事ストレス対策	70
7 事前の風水害対策	70
第5節 災害警備・防犯対策	71
1 災害警備	71
2 防犯対策	72
第6節 交通・輸送対策	73
1 道路の確保	73
2 緊急通行車両等の確認	74
3 緊急輸送	74
第7節 避難対策	76
1 避難行動の分類	76
2 避難の指示等	77
3 自主避難	81
4 避難誘導	82
5 避難所の開設と運営	82

6	避難所等の閉鎖	84
7	在宅避難者等の支援	84
8	広域避難	85
9	広域一時滞在	85
10	感染症対策	85
第8節	応急医療	87
1	医療救護体制	87
2	医療救護活動	88
3	被災者の健康管理	89
第9節	防疫・清掃・障害物の除去	91
1	防疫活動	91
2	保健活動	92
3	し尿の処理	93
4	ごみの処理	93
5	障害物の除去	93
6	災害廃棄物の処理	94
7	動物対策	95
第10節	行方不明者の捜索・遺体の処理	96
1	行方不明者の捜索	96
2	遺体の処理	97
3	遺体の埋火葬	97
第11節	生活支援	99
1	給水	99
2	食料の供給	101
3	生活必需品の供給	102
4	救援物資の受け入れ	103
5	物資集配拠点の運営	103
第12節	二次災害の防止	104
1	がけ地の危険防止	104
2	被災宅地の危険度判定	104
3	危険物施設等対策	104
4	放射性災害対策	105
第13節	災害派遣・応援要請	106
1	受援体制の確立	106
2	自衛隊の災害派遣要請・受入れ	107
3	自治体等への応援要請	109
4	消防の広域応援要請	111
5	水道・下水道事業者の相互応援	112
6	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	112
第14節	生活関連施設等の応急対策	113
1	上水道施設	113
2	下水道施設	113
3	電力施設	114
4	都市ガス施設	115

5	通信施設	115
6	郵便	115
7	道路・橋梁	116
8	鉄道	117
9	バス	117
10	河川	117
第15節	教育対策・保育対策	118
1	災害発生時の対応	118
2	避難所開設への対応	118
3	応急教育	119
4	応急保育	120
5	文化財の保護	120
第16節	建物対策	121
1	住家の被災調査・罹災証明	121
2	被災建築物の応急修理	122
3	応急仮設住宅の提供	122
4	空き家のあっせん	123
5	市管理建築物の応急対策	123
第17節	ボランティアへの対応	124
1	ボランティア活動の受入体制	124
2	ボランティア活動	125
第18節	要配慮者への対応	126
1	要配慮者の安全確保	126
2	福祉避難所等の開設	127
3	要配慮者の支援	127
4	社会福祉施設入所者等への支援	128
第4章	災害復旧計画	129
第1節	住民生活安定対策計画	131
1	税等の減免等	131
2	災害弔慰金の支給等	132
3	生活福祉資金の貸付け	132
4	郵便物の特別取扱い等	132
5	雇用の確保	132
6	公共料金の特例措置	133
7	災害公営住宅の建設	133
8	災害応急資金の融資	133
9	義援金の保管及び配分	133
10	被災者生活再建支援金の支給	134
11	介護保険における対応	134
第2節	生活関連施設の復旧計画	135
1	災害復旧事業	135
2	国の財政援助等	135
第3節	災害復興計画	136

1	復興まちづくり	136
2	特定大規模災害時の措置	136

第1章 総 則

第 1 節 計画の策定方針

計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

風水害等対策の基本方針

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者の視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

(1) 災害予防対策

- ア 住民への風水害等に関する知識の普及に努めるなど自助の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実など共助の強化に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、河川の改修、土砂災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 風水害等対策に役立つ各種調査、検討を進める。

(2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

(3) 災害復旧対策

- ア 被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

計画の修正

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議の上修正する。

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 松戸市

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること
- ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大防止に関すること
- オ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災市営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- シ 被災施設の復旧に関すること
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- セ 被災者の生活再建支援に関すること

2 千葉県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ス 被災施設の復旧に関すること
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること

- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- チ 被災者の生活再建支援に関する事
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- イ 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- オ 津波、噴火警報等の伝達に関する事

(2) 関東財務局（千葉財務事務所）

- ア 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- イ 融資関係
 - (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- ウ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - (ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - (エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
 - ト
 - (オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - (カ) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (ア) 災害関係の融資に関する事
 - (イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - (ウ) 手形交換、休日営業等に関する事
 - (エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - (オ) 営業停止等における対応に関する事

(3) 関東信越厚生局

- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- イ 関係職員の派遣に関する事

ウ 関係機関との連絡調整に関すること

(4) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- コ 被害農業者に対する金融対策に関すること

(5) 関東森林管理局（千葉森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(6) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ウ 被災中小企業の振興に関すること

(7) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- イ 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(8) 関東運輸局（千葉運輸支局）

- ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- イ 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること

(9) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）

- ア 災害予防
 - (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - (イ) 通信施設等の整備に関すること
 - (ウ) 公共施設等の整備に関すること
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - (カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - (キ) 豪雪害の予防に関すること
- イ 災害応急対策

- (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- (カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること
- (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の搜索及び救助に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）、水象の予報・警報等の発表、伝達および解説に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(12) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(13) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(14) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(15) 北関東防衛局

- ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

(16) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- ウ 地殻変動の監視に関すること

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 日本赤十字社（千葉県支部）

- ア 医療救護に関すること
- イ こころのケアに関すること
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- エ 血液製剤の供給に関すること
- オ 義援金の受付及び配分に関すること
- カ その他応急対応に必要な業務に関すること

(3) 日本放送協会（千葉放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること

エ 被災者の受信対策に関すること

(4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関すること
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(5) 日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(6) 独立行政法人水資源機構

- ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(7) 日本通運株式会社（千葉支店）

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（東葛支社）

- ア 災害時における電力供給に関すること
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ア 災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPGガス協会（松戸支部）

- ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全に関すること

- イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(3) 公益社団法人千葉県医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

(5) 一般社団法人千葉県薬剤師会

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

(6) 公益社団法人千葉県看護協会

- ア 医療救護活動に関すること
- イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

(7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

(8) 一般社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、一般社団法人千葉県バス協会

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人松戸市医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(2) 公益社団法人松戸歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(3) 一般社団法人松戸市薬剤師会

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること

- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（松戸支部）
- ア 応急救護活動に関すること
 - イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
- ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
 - イ 災害ボランティアに関すること
- (6) 公益財団法人松戸市国際交流協会
- ア 外国人の救助・救援の協力に関すること
- (7) 公益社団法人松戸市シルバー人材センター、公益財団法人松戸市文化振興財団、公益財団法人松戸みどりと花の基金
- ア 市が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
- (8) とうかつ中央農業協同組合
- ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 農作物の災害応急対策の指導
 - ウ 被害農家に対する融資等のあっせんに関すること
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
 - オ 農産物の需給調整に関すること
- (9) 松戸市漁業協同組合
- ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 漁船、共同施設の応急対策及びその他復旧対策の確立に関すること
 - ウ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
- (10) 松戸商工会議所
- ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
 - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - エ 災害時における物価安定への協力に関すること
- (11) 公益社団法人千葉県獣医師会
- ア 災害時における獣医療に関すること
- (12) 独立行政法人都市再生機構（千葉地域支社）
- ア 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること
- (13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部）

- ア 建築物等の所有者等からの相談に関する事
- (14) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金の融資に関する事
- (15) 病院等医療施設
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
 - エ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事
- (16) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事
- (17) 学校等の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における児童・生徒等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
 - エ 被災施設の災害復旧
- (18) 大規模集客施設[※]の管理者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における施設利用者（帰宅困難者）の保護、避難誘導に関する事

※大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
- (19) 危険物取扱施設等の管理者
 - ア 安全管理に関する事
 - イ 防護施設の整備に関する事
 - ウ 災害時における防災活動に関する事
- (20) 指定管理者[※]
 - ア 避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における利用者の保護に関する事

※指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

8 住民及び事業所等

- (1) 住民
 - ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、自らの生命・身体・財産を自ら守る

ための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること

- イ 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等の震災予防対策を行う。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策を行い、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じること
- ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが実施する自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- エ 市が避難指示等を発令した場合は、速やかにこれに応じて対応すること
- オ 円滑な避難所運営ができるよう、避難所生活及び運営における相互協力に努めること
- カ 隣近所、地域と協力し合って行動できるように、地域コミュニティの形成に努めること
- キ 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(2) 自主防災組織

- ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう、防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に努めるとともに、県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること
- イ 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- ウ 情報の収集伝達に関すること
- エ 避難誘導、救出救護の協力に関すること
- オ 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること
- カ 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
- キ 自主防災組織（町会・自治会等・連合町会）間の連携強化に関すること
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承に関すること

(3) 事業者

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保等の防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- イ 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
- ウ 集客施設を保有する事業所は、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- エ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(4) ボランティア団体

- ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

イ 災害ボランティアセンター等の運営及びボランティアの活動支援に積極的に協力すること

第3節 地域の概要

1 社会環境

(1) 位置

松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は 61.38 km²である。

東京都心部から概ね 20km 圏に位置し、電車で約 30 分の距離にあることから、首都圏の住宅都市として発展している。

(2) 人口

令和 2 年 9 月末現在、市内の総人口は 498,781 人、総世帯数は 242,771 世帯で、一世帯あたり人口は 2.06 人、人口密度は 8,126 人/km²である。また、65 歳以上の高齢者の割合はおよそ 25.7%で、全国平均とほぼ同水準である。

平成 27 年国勢調査によると、就業者数は約 22 万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の 8 割程度の約 18 万人を占める。

(3) 交通

都心と常磐・東北方面を結ぶ J R 常磐線と国道 6 号が、市域を並走して縦断する。

道路は、国道 6 号のほか、国道 298 号が市域西端を通過、国道 464 号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が 8 路線分布する。

鉄道は、J R 常磐線のほか、私鉄あわせて 8 路線、20 駅が市内にあり、1 日平均乗車人員は約 40 万人である。

2 自然環境

(1) 地形

東部は下総台地の一部に属する台地（下総台地）で、台地には、樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。また、江戸川から J R 常磐線の間は低地で、台地との高低差は 25m 程度である。

台地は、成田層の砂とその上にのる凝灰質粘土層と関東ローム層からなっている。

谷地田は、大別すると国分川と坂川水系に分かれる。流域の起伏量は 30m 程度で、上流部には盛土や埋土をして宅地化されたところ（埋谷地）が多い。また、地盤は表土の下に腐植土・シルト層が分布しており、軟弱地盤である。軟弱な地層の厚さは谷地田のへりや谷の上流部で薄くなり、谷地田の中央部や谷が台地から出るあたりで最も厚くなる。

低地は標高 2 m ～ 3 m で、海岸平野と江戸川の氾らん平野である。常磐線沿いにある微高地は、縄文、海進の時の海岸線沿いに形成されたものである。

(2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速風は3.3m～3.7mである。

第4節 災害の想定

1 水害

昭和56年以降、松戸市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋2,3丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、松戸新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水被害が発生している。

近年の水害は、堤防の破堤による洪水はん濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなって発生する内水はん濫が発生している。

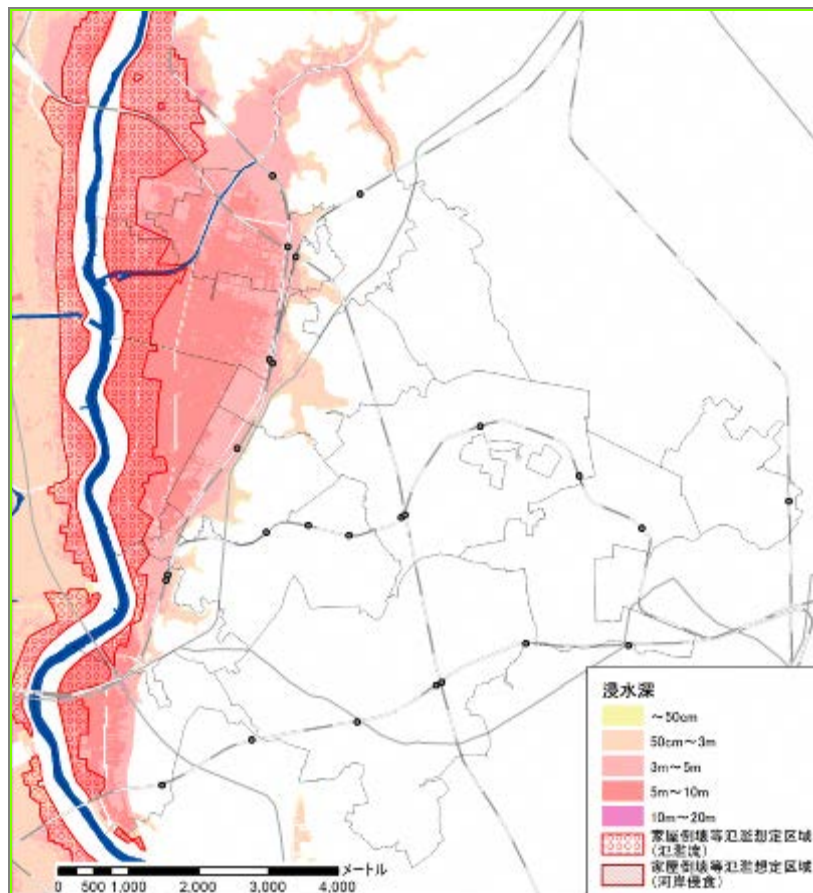
水防法に基づく洪水浸水想定区域は、国管理の江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路、県管理の坂川・新坂川、真間川（国分川、国分川分水路、春木川）が本市に影響しており、その状況は次のとおりである。

(1) 江戸川

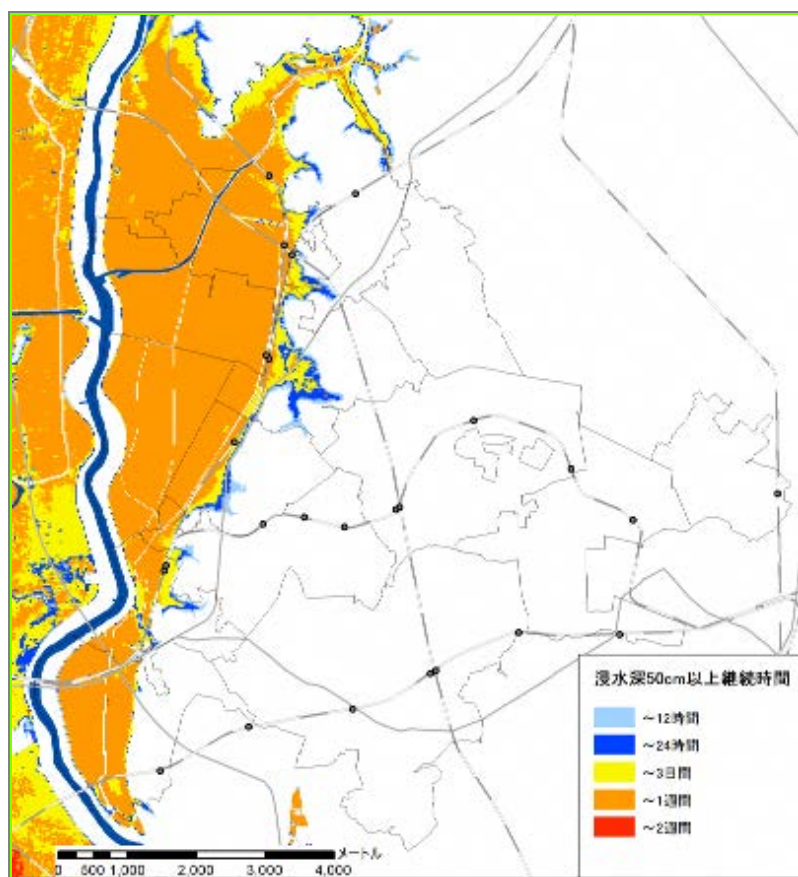
想定最大規模の洪水では、常磐線より西側の低地で水深5m以上の範囲が広がり、特に栄町西周辺などで水深7.5m以上となる。

浸水継続時間は、常磐線の西側のほとんどの範囲で4日間となる。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、江戸川からおおよそ500mの範囲が「氾濫流」による想定区域となる。なお、「河岸浸食」による想定区域はない。



江戸川浸水想定区域（想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）



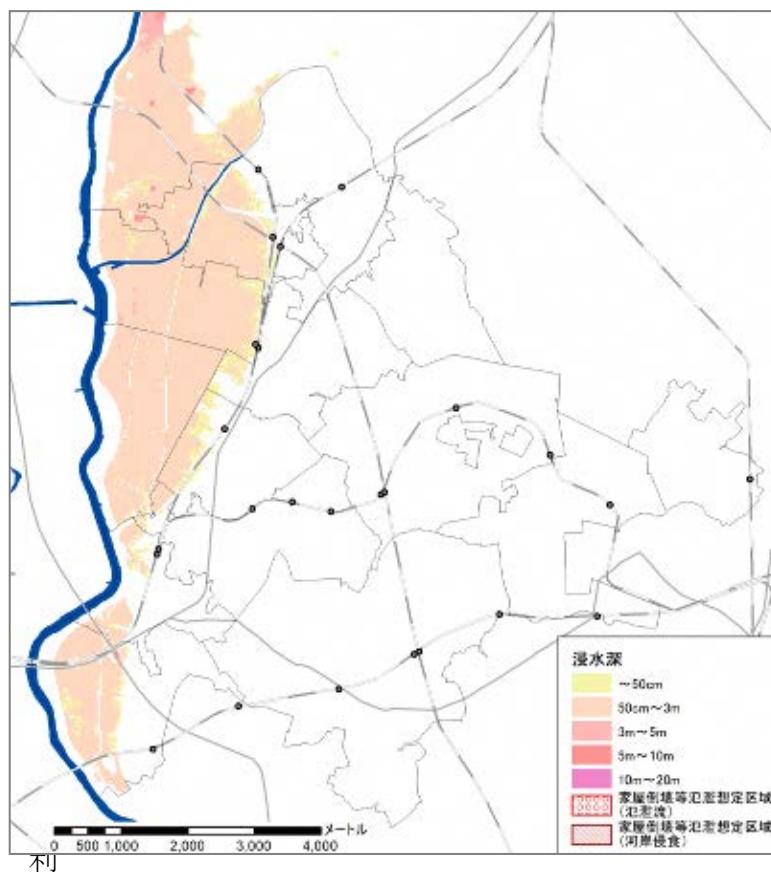
江戸川浸水想定区域（想定最大規模の浸水継続時間）

(2) 利根運河

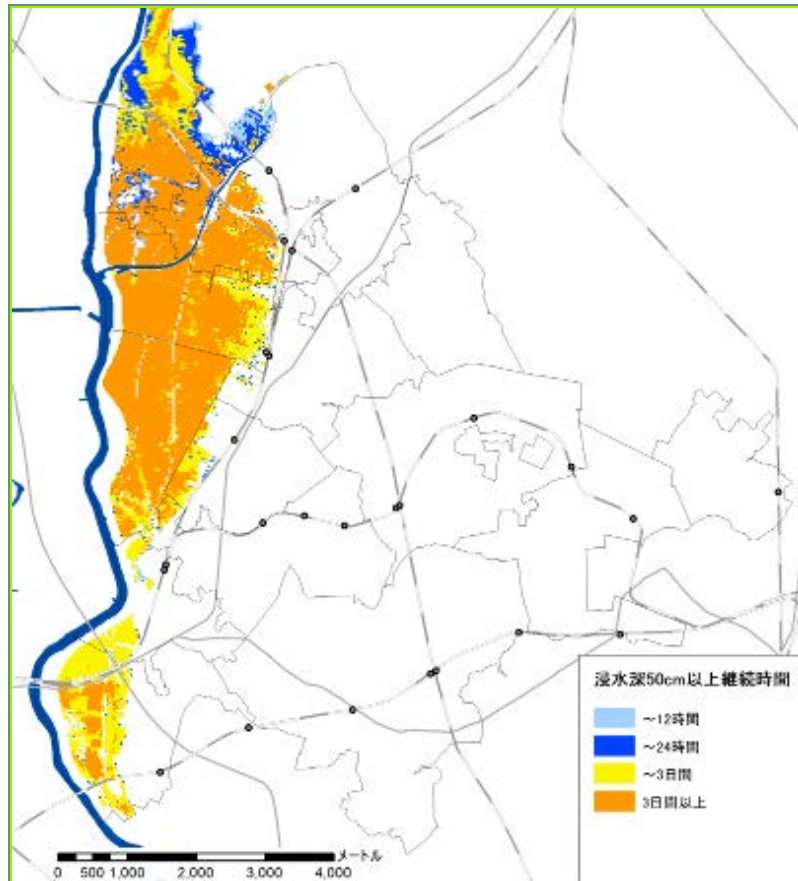
想定最大規模の洪水想定では、常磐線より西側の低地が浸水範囲となる。水深は概ね 50cm 以上で、栄町西周辺などでは 3.5m 以上となる。

浸水継続時間は、概ね 3 日間以上の範囲が多い。

なお、家屋倒壊等氾濫想定区域はない。



利根運河浸水想定区域（想定最大規模の浸水深）



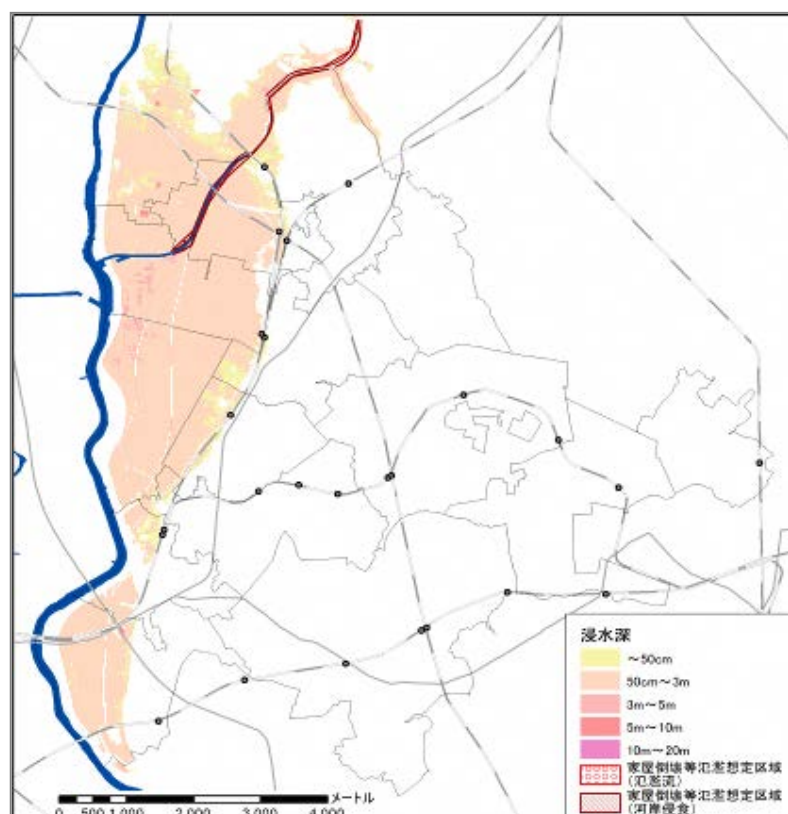
利根運河浸水想定区域（想定最大規模の浸水継続時間）

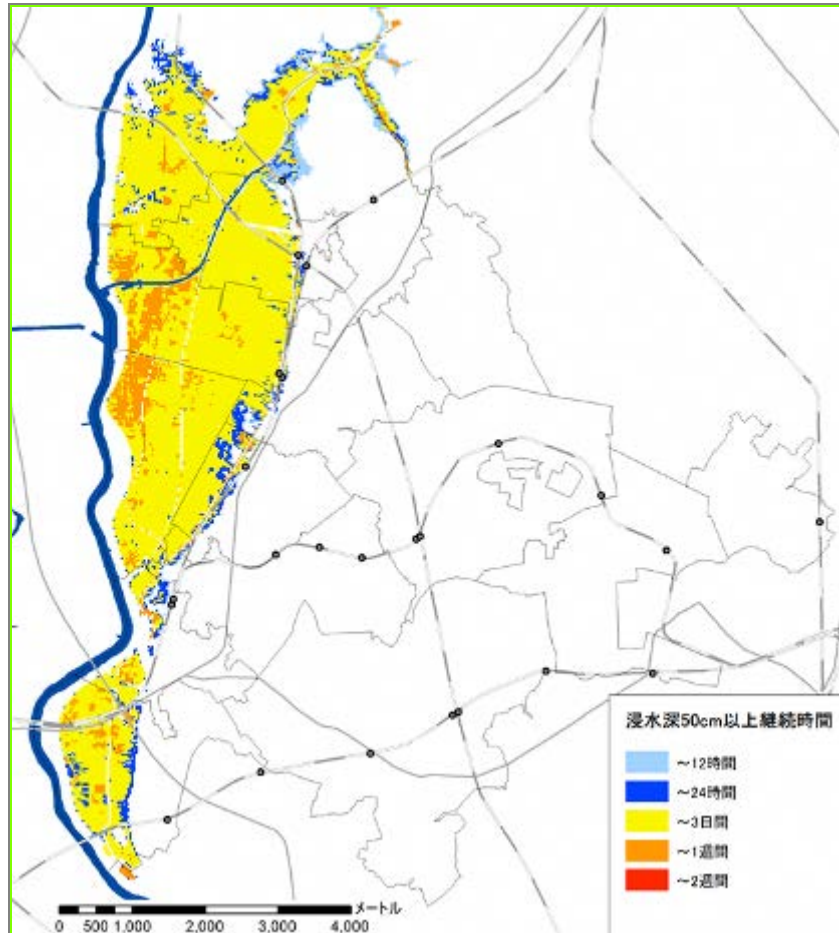
(3) 坂川・坂川放水路

想定最大規模の洪水によって、市西部の低地（主に流山電鉄・常磐線より西側）では水深 50cm 以上の範囲が広がり、栄町西周辺などでは水深 3.5m 以上となる。

浸水継続時間は、常磐線の西側で1日間以上の範囲が広がる。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川沿いが「河岸浸食」による想定区域である。

坂川・坂川放水路浸水想定区域
(想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域)

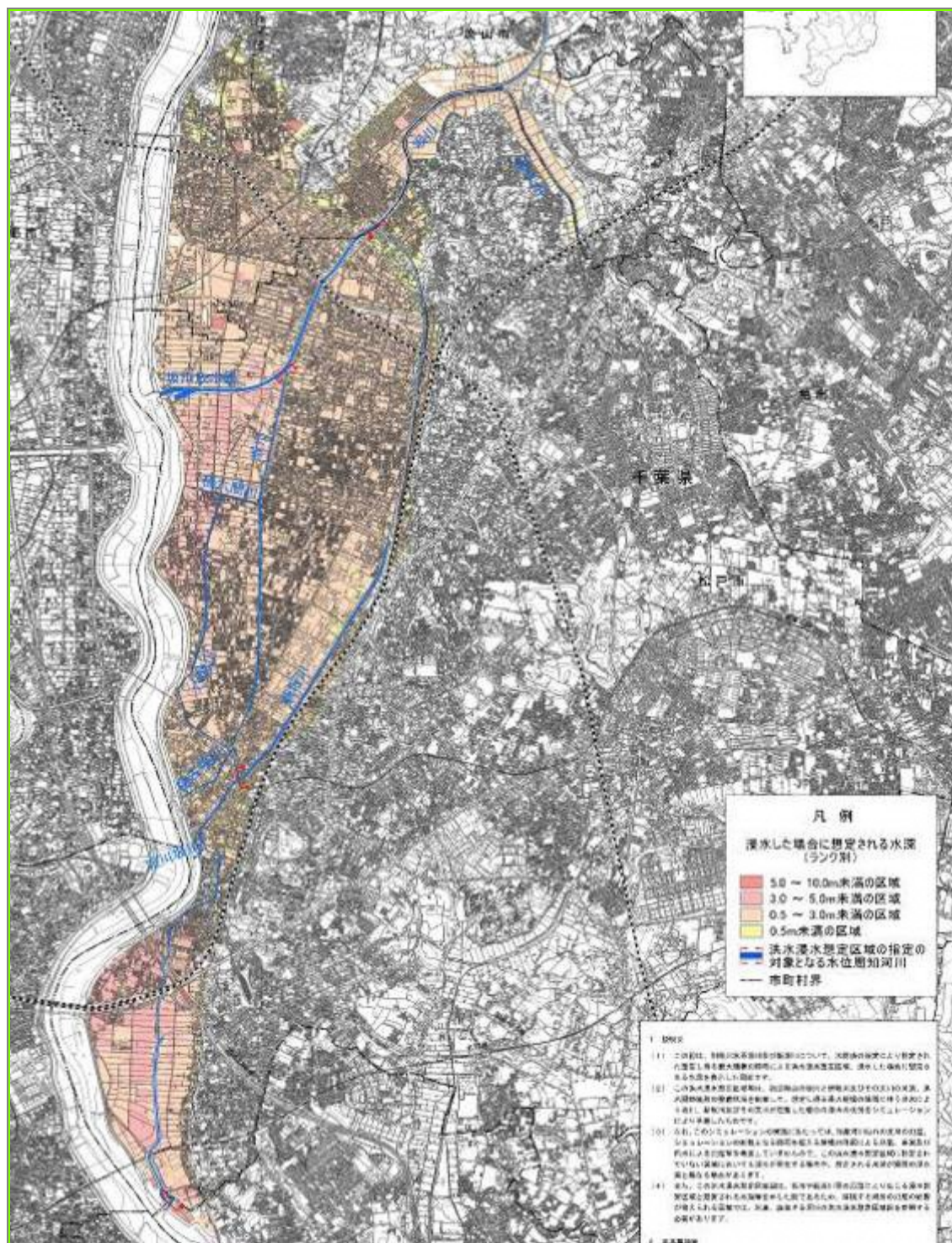


坂川・坂川放水路浸水想定区域（想定最大規模の浸水継続時間）

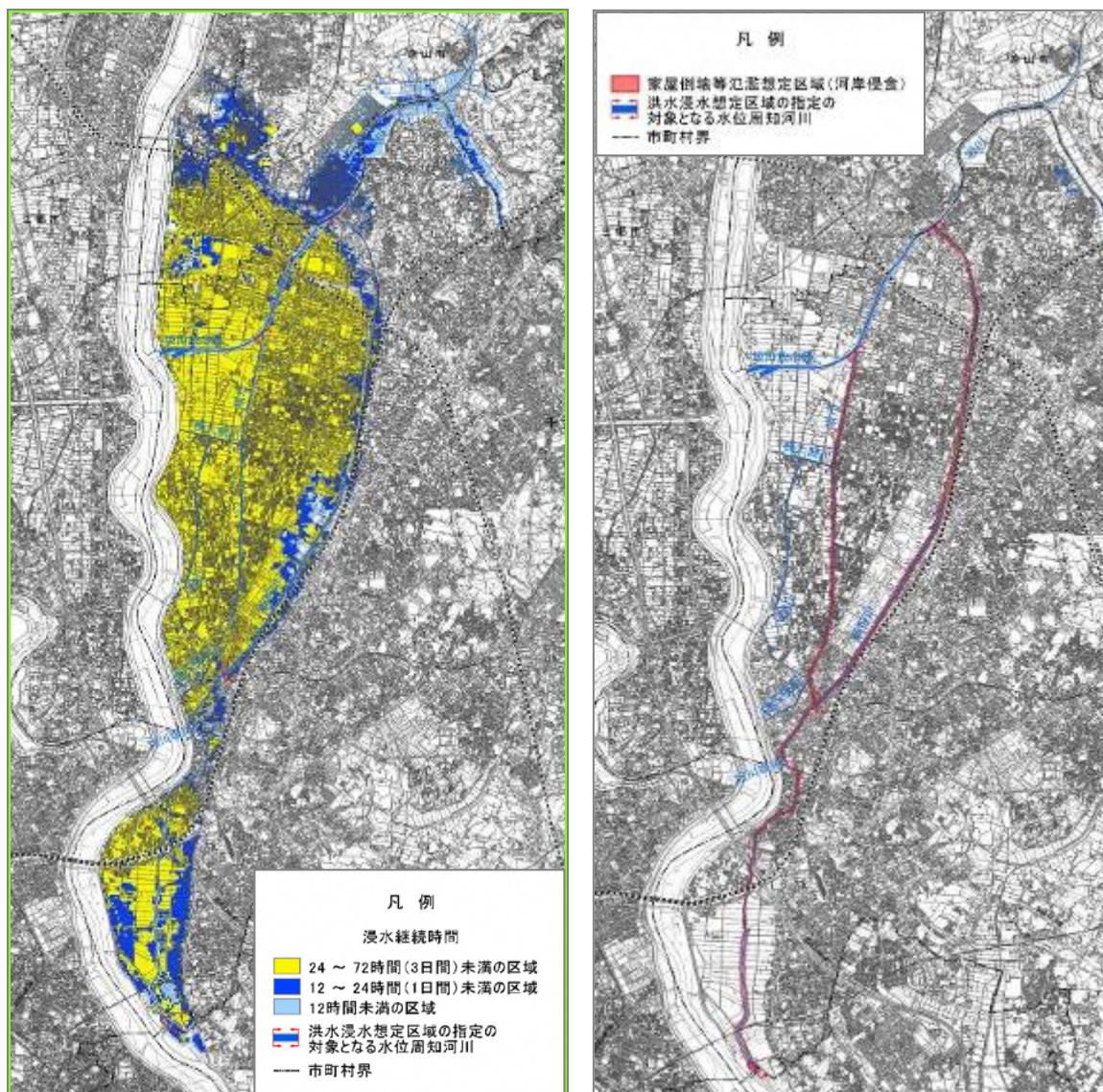
(4) 坂川・新坂川

想定最大規模の洪水により、常磐線の西側や矢切地区の低地部が浸水し、水深は最大 3m～5m となる。また、浸水継続時間は、概ね 1 日間以上である。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川、新坂川の河道沿いが「河岸浸食」による想定区域である。



坂川・新坂川浸水想定区域（想定最大規模の浸水深）



坂川・新坂川浸水想定区域

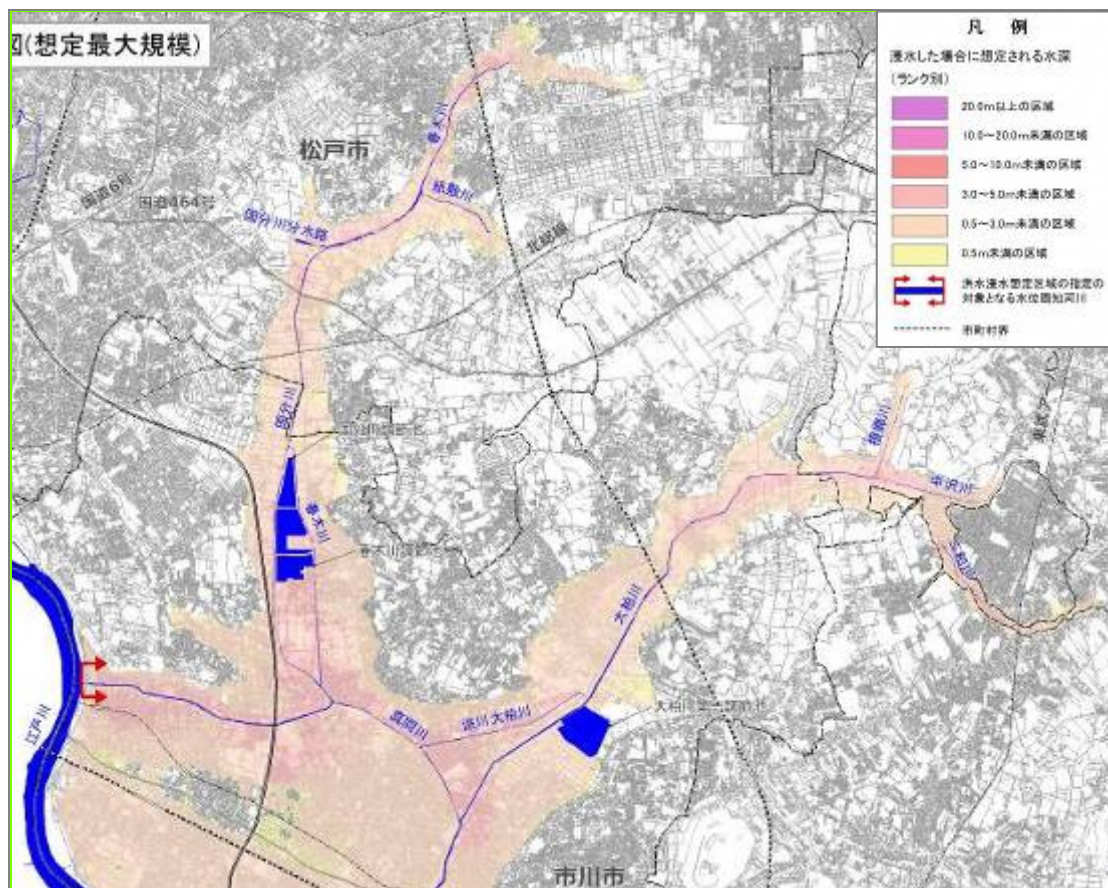
(左：浸水継続時間、右：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）)

(5) 真間川

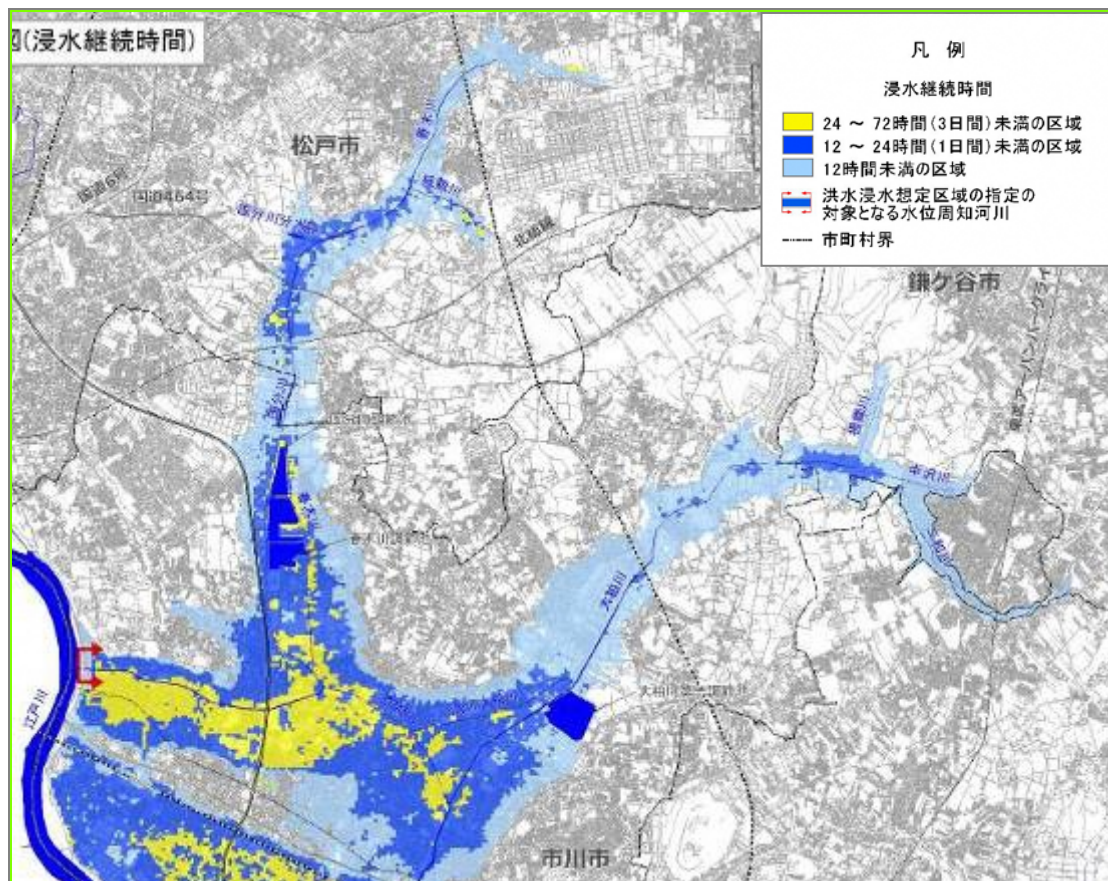
想定最大規模の洪水で、国分川、国分川分水路、春木川及び紙敷川の周辺が浸水し、水深3.0mを超すと予想される。

浸水継続時間は概ね1日未満であるが、一部で1日間以上となるところもある。

市内に家屋倒壊等氾濫想定区域はない。



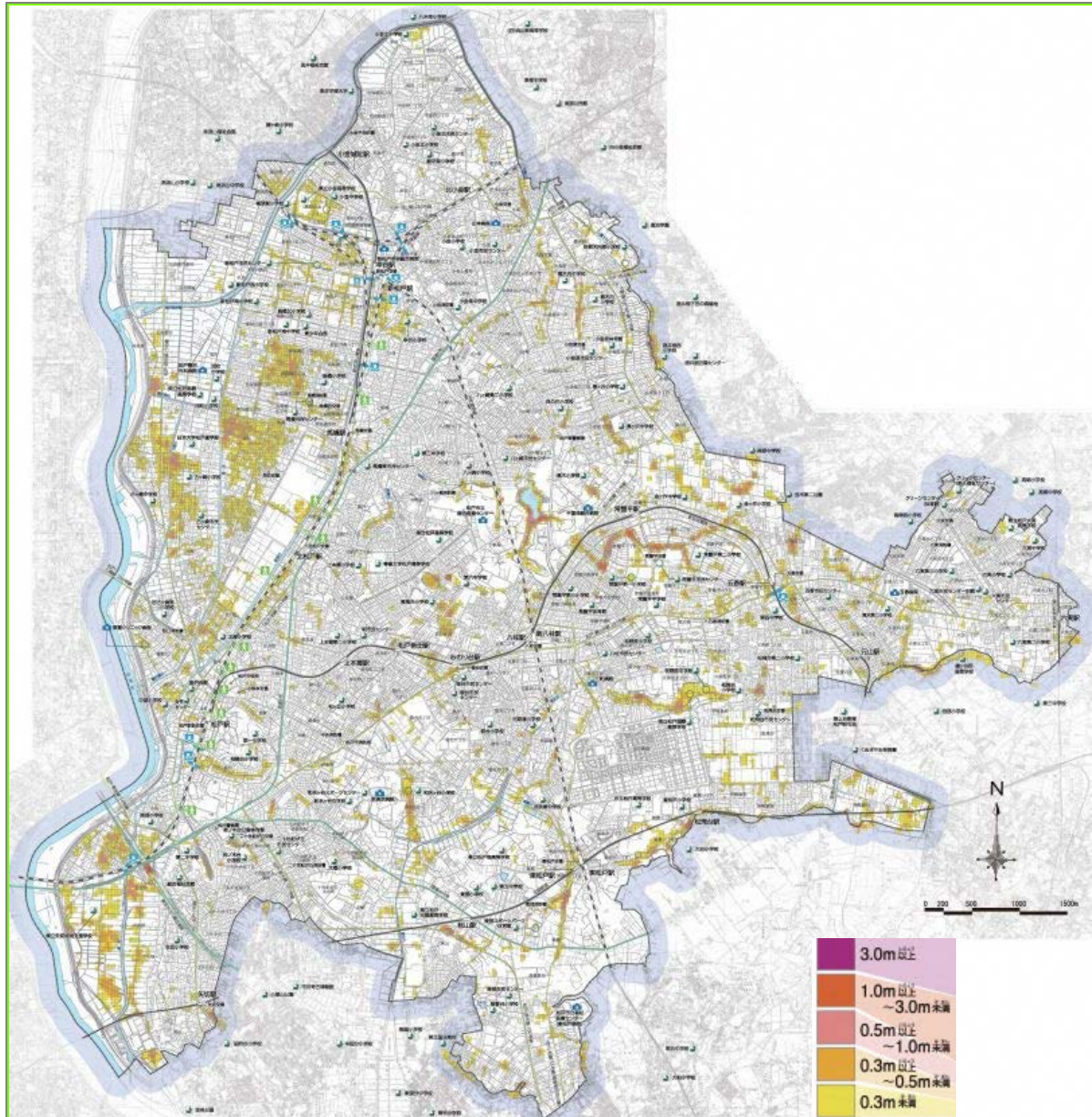
真間川浸水想定区域（想定最大規模、浸水深）



真間川浸水想定区域（想定最大、浸水継続時間）

(6) 内水ハザードマップ

市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり71mmの大雨では、道路や宅地において最大3m未満の浸水深が予測される。



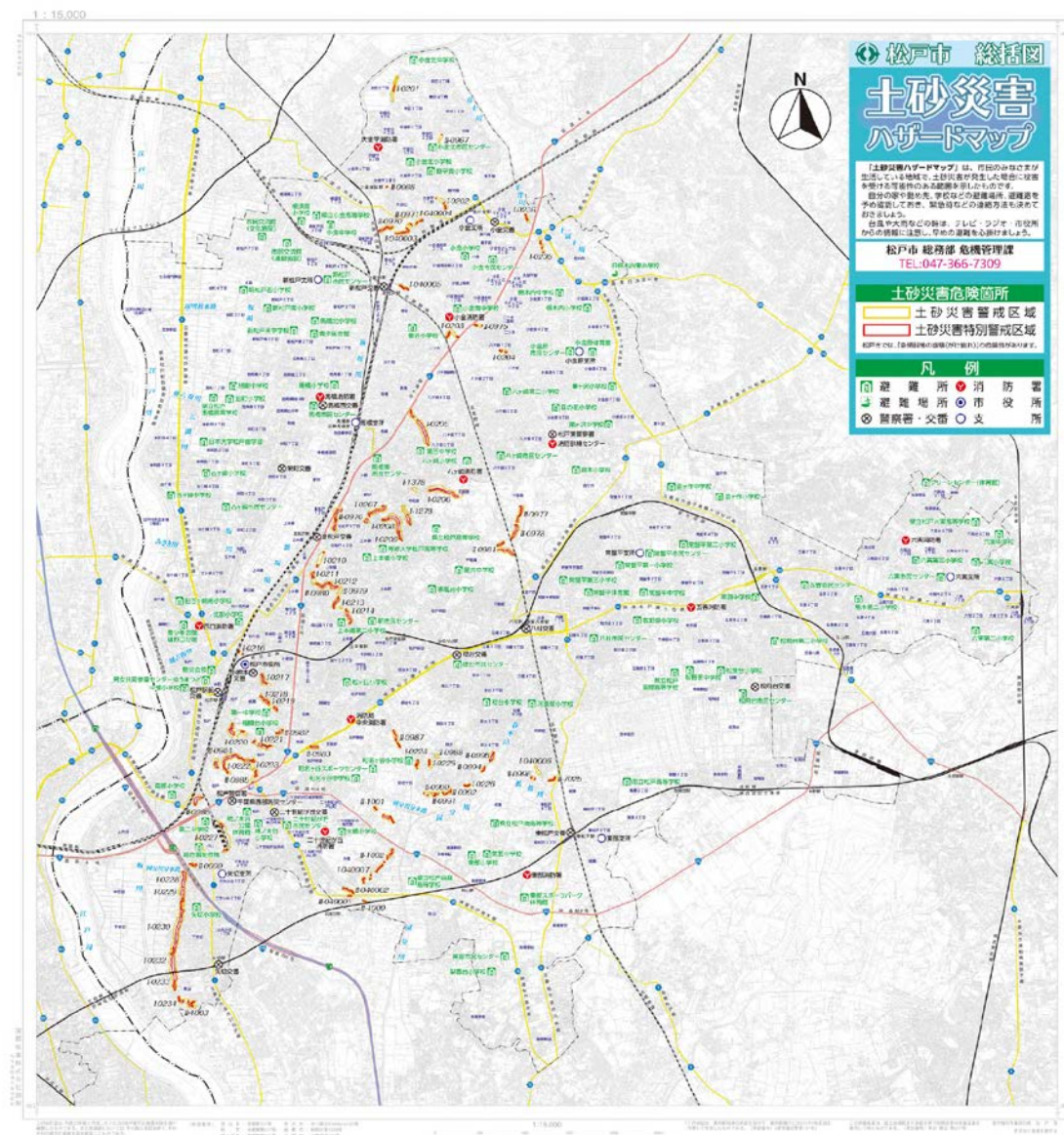
内水ハザードマップ（1時間あたり71mm雨量）

2 土砂災害

市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。令和3年4月現在、73箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち69箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

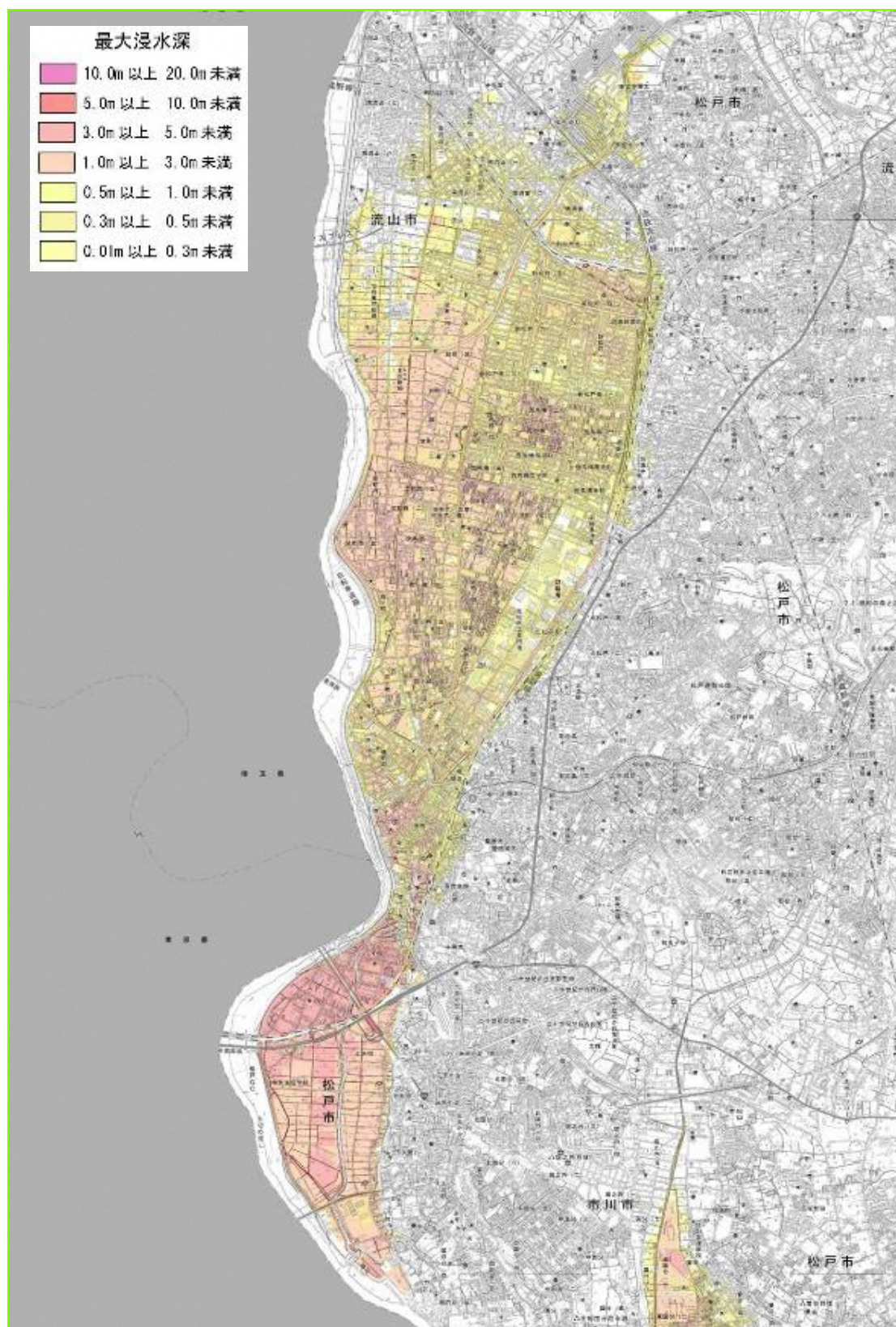
【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和3年3月現在）

3 高潮

想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、常磐線の西側や矢切地区の低地部で浸水が想定される。浸水深は概ね3.0m未満だが、矢切地区の低地では3mを超える場所も多い。



高潮浸水想定区域図（浸水深さ）

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防

【計画の指針】

本市は、低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、市の水防能力を超える事態となる。

このため、自主防災組織等と連携した水防体制を強化することが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 治水整備	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所
2 点検・巡視	建設部、消防局、消防団、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所
3 警戒避難体制	本部事務局、建設部、街づくり1部
4 減災協議会の推進	本部事務局、建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 治水整備

(1) 河川・下水道の整備

ア 河川整備

準用河川や水路(以下「河川等」と表記)の整備はこれまでも進めてきたものの、浸水被害は依然として発生しているため、今後も総合的治水対策として以下の対策を推進する。

(ア) 全体改修計画

河川等の改修の計画を降雨規模で50mm/hとする。また、流域の整備計画は、下水道整備、河川改修の長期化、現況能力等を勘案し、実施する。

(イ) 将来計画

流域内水路は下水道整備事業、下流幹線部は河川改修事業によって整備し、河川と下水道計画による雨水流出量の差は、流域内の雨水処理能力のバランスを考慮し、面的に配置された恒久的な雨水貯留施設及び雨水浸透施設等によって対応を図る。

また、昨今の集中豪雨に対応すべく、公共側においても浸透施設を設けるなど、流出抑制をさらに推し進める。

(ウ) 暫定計画

河川等の抜本的改修には長時間を要することから、ボトルネックとなる箇所については、暫定対策を実施し、計画改修完了までの期間の水害被害の軽減に努める。

イ 排水不良地帯の対策

市内の低地はもとより台地部においても凹状地には排水不良箇所が存在し、浸水被害が生じているため、暫定策として小規模の排水ポンプを設置してきたが、昨今の集中豪雨には能力不足であることから、自然流下できるよう整備に努める。

(2) 流出抑制

ア 公共施設等の対策

市営住宅、学校等の公共施設について、貯留池、浸透トレンチ、浸透雨水枳、地下式簡易貯留槽等を組合せた地域内流出抑制施設の設置を推進する。

イ 宅地開発等における雨水流出抑制施設の設置の義務付け

「松戸市における宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発事業等の実施に当たり、雨

水流出抑制施設の設置を義務付け、河川等への雨水流出の抑制を図る。

ウ 住宅への雨水浸透桝等の設置促進

松戸市雨水浸透施設設置指導要綱に基づき、一般住宅等の新築、増改築の際、その敷地に雨水浸透施設の設置を指導し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止を図る。

エ 盛土規制

松戸市盛土事業規制要綱による指定区域での埋め立て、盛土は、市との協議を要するものとし、降雨による住居等への浸水被害の軽減を図る。

【資料編 松戸市盛土事業規制要綱】

(3) 道路及び橋梁の防災管理

道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその維持補修を行い災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意する。

2 点検・巡視

(1) 河川の重要水防箇所の巡視

建設部、消防局及び消防団は、国及び県が管理する河川の重要水防箇所について、江戸川河川事務所、県東葛飾土木事務所と連携し巡視する。

(2) 浸水危険箇所の巡視

計画的に浸水調査を実施し、浸水危険箇所の事前把握に努め、気象情報を元に、巡視を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。

3 警戒避難体制

(1) 浸水想定区域の避難確保措置

ア 避難確保のための体制整備

本部事務局は、洪水、内水及び高潮の浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるほか、地下街、大規模な工場等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画に定める。

また、浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水、内水及び高潮のハザードマップ等により住民へ周知する。

なお、避難確保計画及び洪水、内水及び高潮のハザードマップの作成にあたっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位、潮位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

イ 避難確保及び浸水防止措置の指導等

建設部、街づくり1部及び本部事務局は、洪水、内水及び高潮の浸水想定区域内に次の施設がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

施設の種類	施設管理者の必要な対策
要配慮者の利用施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画（避難確保計画）の作成及び当該計画で定める避難訓練を行うほか、自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。
不特定かつ多数の者が利用する地下施設（「地下街等」という。）で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	地下街等の所有者・管理者は、当該施設の利用者の円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自衛水防組織を設置し、市長に報告する。
大規模な工場等で、市の条例（※）で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。

※水防法施行規則の基準（延べ面積が1万㎡以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

4 減災協議会の推進

本部事務局、建設部は、河川管理者や流域内の市町村等と連携し、大規模な洪水氾濫に対する円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「江戸川流域の減災に係る取組方針（江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会）」及び「千葉県の大規模氾濫に関する地域の取組方針（千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会）」の実施を推進する。

第2節 土砂災害の予防

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	本部事務局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
2 急傾斜地崩壊対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
3 宅地造成工事規制区域内の保全対策	街づくり1部
4 警戒避難体制の整備	本部事務局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の調査

県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の実態を調査し、必要な手続きを推進する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域」と建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査（下記基準参照）を踏まえ、市長の意見を聴いた上で県（知事）が指定する。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。

〈土砂災害警戒区域指定基準（急傾斜地の崩壊）〉

- | |
|---|
| ①傾斜度が30度以上で高さが5mの以上の区域 |
| ②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 |
| ③急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 |

(3) 土砂災害警戒区域等の公表

土砂災害警戒区域等を本計画（資料編）に掲載するとともに、松戸市土砂災害ハザードマップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害警戒区域等についても周知する。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

(4) 避難確保計画の作成

建設部、街づくり1・2部及び本部事務局は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

2 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第3条2）。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30°以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

(2) 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) 急傾斜地等の調査

県と協力して、定期的に危険箇所の調査を行い、実態を把握する。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の公表

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）について広報紙、県の作成したパンフレットの配布・現場への標柱の設置、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。

3 宅地造成工事規制区域内の保全対策

市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

【資料編 宅地造成工事規制区域図】

4 警戒避難体制の整備

(1) 災害対策本部及び本部事務局の機能強化

風水害等への警戒、災害発生初動において、迅速かつ円滑に対応できる体制を保持するため、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う本部事務局を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。

この際、避難所担当職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。

(2) 土砂災害に関する情報の収集

ア 平常時から、巡視により土砂災害警戒区域等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。

イ 県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、市に対して土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。

(3) 警戒・避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等の周辺住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。

イ 土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車で巡回、戸別訪問等により避難指示等の伝達体制の強化を図る。

ウ 自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難指示等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

第3節 風害の予防

【計画の指針】

台風・竜巻等による被害を軽減するため、広く市民、事業者等に対して、台風・竜巻等に関する知識の普及啓発に努める。

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るために、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 風害防止施設対策	街づくり1部、経済振興部、とうかつ中央農業協同組合
2 街路樹・農作物の対策	街づくり1部、経済振興部、とうかつ中央農業協同組合
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)

1 風害防止施設対策

強風時における公共施設、住家、農耕地等の風による被害をなくすように指導する。

2 街路樹・農作物の対策

(1) 街路樹の対策

街づくり1部は、植栽地の気象・立地条件等を考慮した樹種の選定を行う。また、台風等に備えて、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じる。

(2) 農作物等の対策

経済振興部は、農業関係団体等と協力して、農作物の風害防止対策を指導する。また、降雹等の被害についても指導する。

3 電力施設の対策

東京電力パワーグリッド(株)は、建物に対する風圧力は建築基準法により、送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目により、また、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/S として、電力施設の強風対策を行う。

第4節 雪害の予防

【計画の指針】

大雪時には、道路や交通機関の障害により、市民生活に支障をきたすおそれがある。
このため、降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の対策	東日本電信電話(株)

1 道路の対策

建設部、街づくり1・2部及び各道路管理者は、道路の雪害対策を行う。

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業マニュアル等をふまえて、活動を実施する。

ア 除雪作業

県東葛飾土木事務所等や除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携して実施する。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

(3) 街路樹の対策

降雪、積雪に備えて、適時パトロールを実施し、必要に応じて街路樹の雪害対策を行う。

2 農作物等の対策

経済振興部は、農業関係団体等と協力して、必要に応じて農作物等の雪害対策を行う。

3 電力施設の対策

東京電力パワーグリッド(株)は、電力設備の雪害対策を行う。

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ※¹及びギャロッピング※²による短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

※1 スリートジャンプ：電線に付着した氷雪が、気温や風の変化等によって一斉に脱落して、電線がはね上がる現象。

※2 ギャロッピング：電線に扁平状の氷雪が付着し、そこに横風が当たって振動する現象。

4 通信施設の対策

東日本電信電話(株)は、水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機の点検等を行う。

第5節 防災体制の整備・訓練等

【計画の指針】

市内は低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、浸水想定区域内の住民等の円滑な避難が必要となる。

このため、防災関係機関等と連携した洪水避難体制の整備を推進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 風水害避難所の確保	本部事務局
2 要配慮者対策	本部事務局、保健医療部、福祉1部
3 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部
4 防災訓練・広報の充実	本部事務局、建設部、消防局、消防団
5 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部

1 風水害避難所の確保

(1) 避難場所の指定

本市の避難場所は、延焼火災用の避難場所、住居滅失者用の避難所、避難行動要支援者のための福祉避難所の3種類の指定としている（※震災編 第2章 第5節の「1 避難場所等の指定・整備」参照）。

水害や土砂災害に対応する避難所は、これらの避難場所を基本として、浸水等に安全な施設を選定する。この際、「第1節 水害の予防」及び「第2節 土砂災害の予防」に定める警戒避難体制の指針等に留意して選定する。

(2) 広報活動

広報まつど、ホームページ又は各ハザードマップの修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。

(3) 避難場所標識の設置

風水害の避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

2 要配慮者対策

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう施設の現況、警報の伝達方法等を本計画に定める。

（※第1節の「3 警戒避難体制」及び第2節の「1 土砂災害防止法に基づく対策の推進」参照）

3 女性視点の防災体制の充実

震災編 第2章・第4節「8 女性視点の防災体制の充実」に準じ、風水害に関する防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充

実させる。

4 防災訓練・広報の充実

(1) 水防訓練

水防計画による水防活動の円滑な遂行を図る訓練や、広域洪水等を想定した訓練を実施する。また、東葛中部地区連合水防団演習等を推進する。

〈水防訓練の目安〉

実施時期	洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施
実施地域	河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施
実施方法	関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施

(2) 防災広報の充実

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮する。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 町会・自治会掲示板、 回覧板 等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策 ・風水害に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容 ・台風接近時のマイ・タイムラインの作成 ・「避難者カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の風水害等対策 ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域等 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・気象、河川等の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について

(3) 災害情報伝達手段の整備推進

災害情報伝達のために、同報系防災行政無線の整備を推進する。

また、SNS での情報配信を行う。

5 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

被災住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

ア 住民の備蓄

災害発生後、最低3日間～できる限り1週間以上自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する。

イ 事業所・集客施設等の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を備蓄し、自立できる体制整備を図る。

ウ 市の備蓄

震災編に準じる。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【計画の指針】

- 風水害発生時において、避難に資する情報の周知・伝達や避難所の開設・運営等、状況に応じた対応ができるよう、参集・配備の体制をより明確にする。
- 気象情報等に対応して必要な職員を動員し、配備基準に応じた配備体制をとる。
- 特別警報が発表された場合、又は本部長（市長）が必要と認めた場合、必要とする職員は、速やかに参集し体制を確立するとともに、災害対策本部等の設置・運営並びに各部において必要な対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 市職員の配備	各部・各班
2 市本部等の設置	各部・各班
3 災害対応拠点設置予定場所	各部・各班

1 市職員の配備

(1) 配備基準

風水害に関する情報や状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

〈市職員の配備基準〉

配備体制		配備基準
—	情報体制等強化	〈発生前〉 ①気象情報提供会社から参集レベルの情報提供があったとき(防災関係職員) ②その他、総務部長が必要と認めたとき 〈配備解除後〉 ①市民対応・点検・消毒・家屋被害調査等の対応が必要なとき ②その他、総務部長が必要と認めたとき
	警戒本部	次のいずれかに該当し、総務部長が必要と認めたとき ①次の警報の1以上が松戸市に発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 ②本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき（確率70%未満） ③避難所開設準備をする必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	警戒配備	①土砂災害警戒情報が発表されたとき【自動配備】 ②災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき (例) ・本市付近が台風の暴風域に入る確率が70%以上の場合 ・本市付近に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき ③避難所を開設する必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき

配備体制		配備基準
災害対策本部	第1配備	①大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は高潮特別警報が発表されたとき【自動配備】 ②災害対策本部の設置を本部長（市長）が必要と認めたとき （例） ・本市付近が台風の暴風域に入る確率がほぼ100%の場合 ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ③複数地域で災害が発生したとき又は予想されるとき ④複数地域で避難所開設の必要があるとき ⑤その他、市長が必要と認めたとき
	第2配備	①第1配備では対処できないと本部長が判断したとき ②広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき ③市全域に避難所開設の必要があるとき ④その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・はん濫危険情報が発表されたとき又は発表が予想されるとき ・災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき ②第2配備では対処できないと本部長（市長）が判断したとき ③災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき ④その他、市長が必要と認めたとき

(2) 職員の動員

ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

〈職員の配備別動員数〉

本部名		一	警戒本部	災害対策本部			
配備基準		情報体制等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3
部	事務局・班						
災害対策本部等事務局		1 ／ 2	※～全員	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員
	情報・運用支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員
広報部	事務局	※	1人	3人	3分の1	3分の2	全員
	他構成課	※	4人	7人	3分の1	3分の2	全員
財務部	事務局	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
	財務班	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員
	調査班	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
市民部	構成課	※	※	20人	3分の1	3分の2	全員
経済振興部	構成課	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員
文化スポーツ部	構成課	※	※	4人	3分の1	3分の2	全員
環境部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
福祉1部	構成課	※	※	10人	3分の1	3分の2	全員
福祉2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
保健医療部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
街づくり1部	構成課	※	9人	18人	3分の1	3分の2	全員
街づくり2部	構成課	※	1人	2人	3分の1	3分の2	全員
建設部	構成課	※	20人	40人	2分の1	3分の2	全員
教育1部	構成課	※	※	15人	3分の1	3分の2	全員
教育2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員
水道部	構成課	※	※	6人	2分の1	3分の2	全員
病院部	市立総合医療センター	※	※	※	別途計画		
消防局	構成課	別途計画					全員

(注1) 「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2) 表中の人数は目安であり、状況により増減する。

〈本部員の配備〉

本部員		配備体制	(注意)	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部長（市長）			—	—	○
副本部長（副市長）			—	—	○
本 部 付	教育長		—	—	○
	代表監査委員		—	—	○
	水道事業管理者		—	—	○
	病院事業管理者		—	○	○
	市議会事務局長		—	—	○
各 部 長 ・ 局 長	総務部長		—	○（本部長）	○
	総合政策部長		—	○（副本部長）	○
	財務部長		—	○	○
	市民部長		—	○	○
	経済振興部長		—	○	○
	文化スポーツ部長		—	○	○
	環境部長		—	○	○
	健康医療部長		—	○	○
	福祉長寿部長		—	○	○
	子ども部長		—	○	○
	街づくり部長		—	○	○
	都市再生部長		—	○	○
	建設部長		—	○	○
	消防局長		—	○	○
	病院事業管理局长		—	○	○
	生涯学習部長		—	○	○
	学校教育部長		—	○	○
	消防局長		—	○	○

〈第1配備、第2配備、第3配備時の職員配備要領〉

区分	指揮	種別	職員配備要領
災害 対策 本部 設置	本部長	第1配備	①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※ ③警戒配備職員
		第2配備	①第1配備職員 ②第2配備職員（各部所属人員の3分の2の職員）
		第3配備	全ての市職員

※出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参加する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参加

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参加

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参加

(エ) 保健師・看護師は別途定める「災害時保健活動のための保健師・看護師一括集約マニュアル」に基づき中央保健センターに参加又は指定された避難所に直行

(オ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参加

(4) 参加時の留意事項

ア 参加方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参加し、その旨を本部に連絡する。この場合、参加手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

(イ) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参加が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。

(ウ) 緊急に参加する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。

(エ) 参加途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参加後直ちに所属長に報告する。

イ 参加報告

各部は、職員の参加状況を記録し、所定の様式で情報・運用支援班長（総務課長）に報告する。

情報・運用支援班長は、全体の状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

【資料編 参加途上の被害状況報告】

【資料編 職員動員報告書】

(5) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。

ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

エ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。

オ 災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。

カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

【資料編 本部標識等】

(6) 職員の配置

各部長・班長は、災害対策の業務分掌に基づき、職員の参加状況に応じて、次の点に留意して部・班組織の編成及び職員の配置を行う。

ア 所属先以外の施設に参加した職員の活動

イ 職員の交替時期・方法

ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長・班長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長・班長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

2 市本部等の設置

(1) 情報体制等強化及び注意配備

ア 設置場所

市庁舎別館危機管理課内

イ 業務の運営

総務部長の指揮の下、危機管理課長は必要な体制をとり、情報収集等を実施する。

ウ 解散基準

総務部長の指示による。

(2) 警戒本部

ア 警戒本部の設置

災害対策本部を設置するまでに至らない状況の時は、災害の規模に応じて警戒配備をとり、総務部長の指揮の下、情報収集及び必要な災害対策に当たる。災害の状況に応じて、市長の判断により災害対策本部を設置する。

警戒配備の体制をとった場合、総務部長は市長へ報告し、必要な指示を仰ぐものとする。

イ 設置基準

(ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(イ) 災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき

(ウ) 避難所を開設する必要があるとき

ウ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室

エ 初動対応

警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、必要に応じた配備体制を迅速にとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、災害情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

オ 業務の運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。

各対策業務は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞を基準とする。

カ 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。

千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により報告する。

キ 解散基準

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

イ 設置基準

- (ア) 複数地域の避難所開設の必要があるとき
- (イ) 広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき
- (ウ) 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき
- (エ) その他、市長が必要と認めたとき

ウ 設置場所

- (ア) 災害対策本部は、市庁舎本館別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。
- (イ) 災害対策本部の代替施設
 - 第1順位 消防局
 - 第2順位 議会棟
 - 第3順位 中央保健福祉センター
 当時の状況により、本部長が決定する。
- (ウ) 災害対策本部設置の報告等
 - ・本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部局	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、SNS、広報車、安全安心メール

エ 組織及び事務分掌

- (ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」による。
- (イ) 本部の構成
 - 本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長を置く。
- (ウ) 本部会議
 - 災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。
 - 構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

なお、消防局にあつては、災害状況により局長の指名するものが出席する。

〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事 務 局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

※議長：本部長、副本部長：副市長、事務局長：総務部長

(エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞に基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら広報部が実施する。

カ 本部長（市長）の代理

本部長が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、市長の職務を代理する職員の順位に関する規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

〈災害対策本部長（市長）の代理者順位〉

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	総合政策部長
------	-----	------	------	------	--------

キ 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部が基本的な単位となるため、各部長を中心として各部に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部内での調整が困難な場合は、災害対策本部において調整を図る。また、個別の対策を担当する各部は、被災者の生活が安定するまでの間、担当を変更することなく継続して災害対策業務に当たる。

ク 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部内及び市庁舎別館1Fに、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保して情報を共有し、連携して災害対策に当たる。

ケ 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、情報・運用支援班が必要に応じて確保する。なお、災害当初は、各自が保有する飲料水等を活用するものとする。

コ 解散基準

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

- (4) 災害対策本部を設置した場合、情報・運用支援班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。各職員は、所定のヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示、緊急安全確保措置の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(6) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本 部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避 難	避難場所	市指定96か所*
	避難所	市指定107か所* 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部 協定施設
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活 動 部 隊	消防・警察・自衛隊 集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等* 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医 療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定10病院* 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定17学校* 【資料編 学校救護所予定施設一覧】

	種 類	施設名
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽※ 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ヶ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	ペットの収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
窓口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調査・証明	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺体	遺体安置所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規定】

【資料編 本部標識等】

第2節 災害救助法の適用

【計画の指針】

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害救助法の適用手続き	情報・運用支援班
2 災害救助法による事務	各部・各班

1 災害救助法の適用手続き

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助する。

(2) 適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。松戸市における具体的適用基準は、次のとおりである。

人口30万人以上の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合に適用される。

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

(4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1

イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長 委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の搜索	福祉1部
死体の処理	保健医療部

救済用物資の整理配分	経済振興部、文化スポーツ部
------------	---------------

〈救助事務の対象経費と担当〉

時間外勤務手当	総務部
賃金職員等雇用費用	総務部
旅費	各部
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部
使用料及び賃借料	各部
通信運搬費	各部
委託費	各部、（福）市社会福祉協議会※

※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。

(2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

第3節 情報の収集・伝達

【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体象や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 通信の確保	各部・各班、防災関係機関
2 情報収集・伝達	各部・各班、防災関係機関
3 被害調査	各部・各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各部・各班、防災関係機関
5 広報	各部・各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	広報部
7 住民相談	市民部、各部・各班

1 通信の確保

(1) 連絡体制

各部・各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【資料編 受信用紙、発信用新】

【震災編 第3章・第3節・1〈連絡系統図〉】

(2) 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

【震災編 第3章・第3節・1〈市内の主な通信手段〉】

(3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

ア 非常通信の利用等

(ア) 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。

(イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。

(ウ) 業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報収集・伝達

(1) 気象情報の収集

本部事務局及び各防災関係機関は、応急対策に備えて、気象状況や警報等の発表を、テレビ、ラジオ、インターネット、情報システム等で収集する。

〈気象情報、警報等の種類と留意点〉

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考
気象庁 ・ 河川 管理者	大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報	数十年に一度程度の大雨・暴風・暴風雪・大雪が予想される地域	
	大雨警報・注意報	大雨による土砂災害や浸水害の発生が予想される地域	
	洪水警報・注意報	河川の上流域の大雨等により下流での氾濫等が予想される地域	
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（浸水害）を補足する情報
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分）	洪水警報を補足する情報
	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しない短時間の大雨を観測又は解析したときに発表	松戸市は1時間に100mm
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	台風が東側近傍を通るときは降雨が特に強くなる。西側近傍を通るときは風が特に強くなる。
	アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（1時間）	
	レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（10分）	
	降水短時間予報	6時間先までの降雨強度分布の予測（10分） 15時間先までの降雨強度分布の予測（1時間）	広域の豪雨の危険を把握
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨の危険を把握
	土砂災害警戒情報	土砂災害の危険度が高まった地域	大雨警報の発表中に発表
	雨量・水位	地上観測の雨量・河川水位の実況（10分）	
消防局 消防署	水防警報	水防警報河川の水位に応じて水防関係者へ待機、準備、出動又は解除を発令	江戸川、利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川
	洪水予報	洪水予報河川の水位を予測し、氾濫の危険度を表す情報を発表。	江戸川
気象情報会社	水位周知情報	水位周知河川の水位が危険水位等に達した場合に係市町村等に周知	利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川
	雨量・風向・風速	地上観測の実況	
気象情報会社	雨量、配備支援情報	予測降雨量、配備レベルの指標	

(2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部事務局危機管理課長は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】

ア 勤務時間外の措置

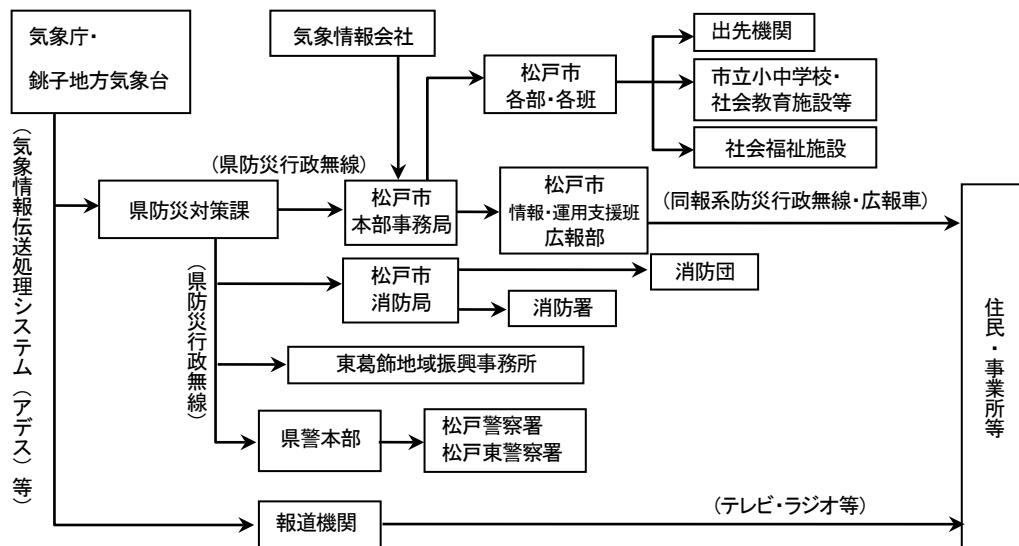
本部事務局は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線、松戸市安全安心メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域等の周辺住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各部・各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2部は教育施設へ、福祉1・2部は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

(4) 洪水予報、水位周知情報の伝達

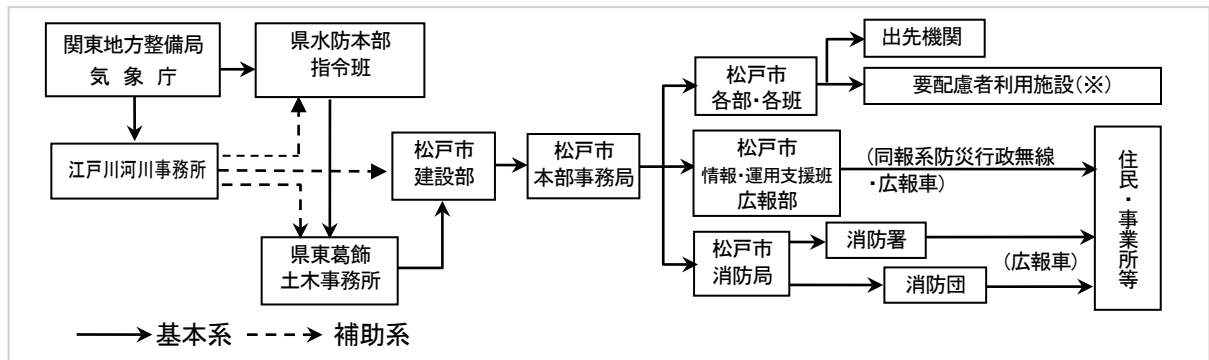
江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の水位周知情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

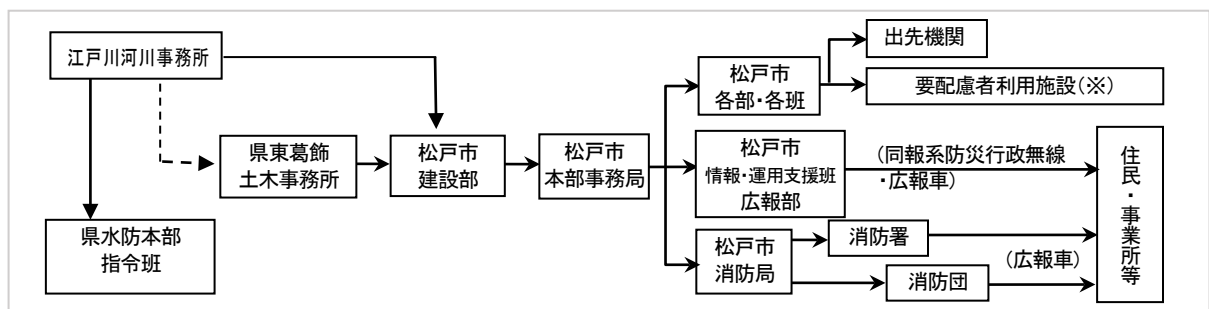
洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	住民の避難完了

洪水の危険 のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は避難準備、高齢者等は避難開始を判断
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	住民は氾濫に関する情報に注意 消防団（水防団）出動
レベル1	（発表なし）	消防団（水防団） 待機水位	消防団（水防団）待機

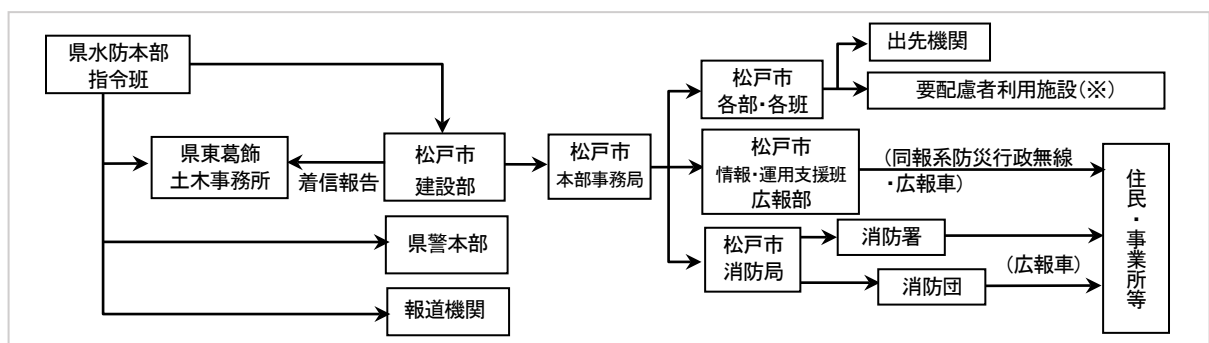
（国土交通省、2007）に加筆



〈江戸川洪水予報の伝達系統〉



〈利根運河、坂川（国管理区間）・坂川放水路の氾濫危険水位の伝達系統〉



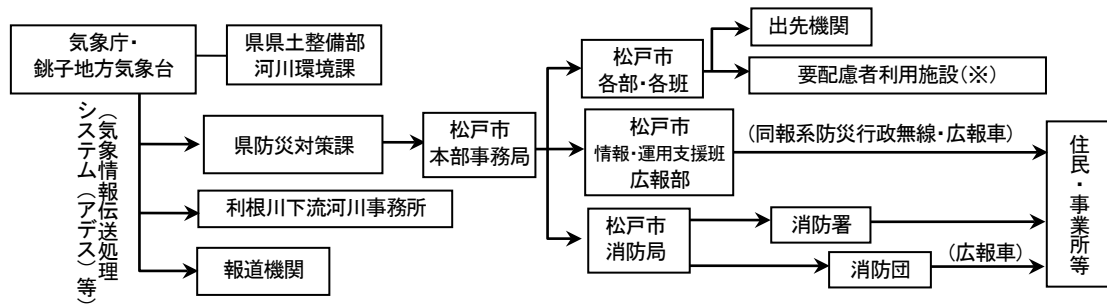
〈坂川（県管理区間）・新坂川・真間川の氾濫危険水位の伝達系統〉

（※）浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧】

（5）土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域等の周辺住民、要配慮者関連施設の管理者等に伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※) 土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① 氾濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備 考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

(7) 現地確認

各部・各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに総務班に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

(8) 異常現象発見の際の手続き（災害対策基本法第54条）

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(9) 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県あらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト^{*}に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

(10) 留意事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

3 被害調査

各部・各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各調査項目の被害認定基準は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

エ 情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（被害認定基準）】

【震災編 第3章・第3節・3〈調査項目と担当〉】

4 情報のとりまとめ、報告

(1) 情報のとりまとめ

各部・各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、情報・運用支援班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各部・各班の報告等一覧】

〈主な情報項目〉

種類	主な情報項目
被害 情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置 情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請 情報	① 斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

(2) 市本部への報告

各部・各班、防災関係機関から情報・運用支援班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び15時現在で把握することを原則）に報告する。

ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（FAX又はEメール等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

(3) 県への報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局情報班に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を消防庁及び県に報告する。

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道

路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

〈県への報告責任者等〉

総括責任者 【市長】	被害情報等の報告を総括する。
取扱責任者 【危機管理課長】	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。
報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 （被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項

【震災編 第3章・第3節・4 〈国及び県への連絡方法〉】

(4) 被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ （住民基本台帳に記載の）住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 世帯の構成
- ⑨ 罹災証明書の交付状況
- ⑩ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ア 被災者台帳の作成

関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実

施状況等の情報（次表参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがいないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の作成に利用する主な情報〉

基本情報	① 住民基本台帳 ② 避難行動要支援者全体名簿 ③ 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）
付加情報	① 罹災証明書発行記録 ② 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録 ③ 各種税金・公共料金等の減免申請記録 ④ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

イ 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたり、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

また、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社、NHK等）へ被災者台帳掲載情報を提供することについて本人が同意する場合、調査班はその申し出を受付ける。

市以外の各種援護措置の実施機関から被災者台帳情報の提供について申請があった場合、当該機関へ本人同意の範囲内で台帳情報を提供する。

5 広報

(1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

〈主な広報媒体〉

種別	媒 体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線 安全安心メール・エリアメール	情報・運用支援班
	広報車による巡回放送	広報部、消防局、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	広報部
	SNS への掲示	広報部
紙面系	広報紙、チラシの発行	広報部
	公共（施設等）の掲示板	各部・各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

〈主な広報事項〉

時期	広報事項	媒体
警戒期	○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水箇所、土砂災害（危険）箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（避難指示等とその理由、避難所等）	同報系 更新系
応急期	○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

(3) 市の広報

広報部は、各部・各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各部・各班、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

ア 同報系防災行政無線等による緊急放送

避難指示等の緊急情報を周知する場合は、同報系防災行政無線で住民等に放送するほか、必要に応じて広報車を併用する。

イ ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報

をリアルタイムに発信する。

ウ 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報まつど災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や町会・自治会等と協力して各世帯に配布する。

エ 避難者等への情報提供

- (ア) 市民部と協力して、インターネットやFAX等も活用して、避難所生活者に災害情報を提供する。
- (イ) 福祉1部と協力して、障害者、高齢者等への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
- (ウ) 国際交流協会と協力して、外国人への情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

広報部は、本部に近接する場所にプレスセンターを設置し、定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して住民への広報や物資等の支援を要請する。

広報部長は、発表情報を一元管理し、提供資料については総務部長と事前協議する。

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

7 住民相談

(1) 総合相談

広報部は、各部・各班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談センターを市役所に設置し、各部・各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

(2) 各支所対応

市民部は、各支所において災害相談及び被災者の問い合わせ等に対応する。

〈災害相談センターの相談項目例〉

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 罹災証明発行 | ② 税の減免等 |
| ③ 遺体の埋火葬 | ④ 医療・福祉 |
| ⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥ 商・工・農林業への支援 |
| ⑦ 住宅支援 | ⑧ ライフライン復旧 |
| ⑨ 廃棄物、防疫 | ⑩ 教育 |

(3) 安否情報の照会対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

なお、消防庁の安否情報システムを活用し、安否情報の登録、市民からの照会への対応を円滑に行う。

ア 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者全体名簿による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

イ 安否照会の受付

市は、災害相談センター等の窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第4節 救助・救急・消火活動・水防活動

【計画の指針】

火災・救助・救急等の事案が同時多発した場合には、消防局の災害対応能力を超える事態となるほか、道路冠水、夜間の出水等がある場合は、さらに活動手段にも支障がでる。また、大規模災害時には、医療機関も被災する中、医療ニーズが多発する事態も想定される。

このため、消防署、警察署等の関係機関は、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民・事業所、自主防災組織等は、地域の自主防災能力を発揮して救出・救護活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 救助活動	消防局、消防団、警察署
2 救急活動	消防局、消防団、保健医療部
3 消火活動	消防局、消防団
4 水防活動	建設部、消防局、消防団
5 地下空間の安全対策	本部事務局、消防局
6 惨事ストレス対策	消防局、保健医療部

1 救助活動

消防局の活動は、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づき、消防活動を最優先としながら、併せて、救助救急活動に万全を期する。

(1) 行方不明者情報の収集

消防局及び消防団は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合、住民、自主防災組織等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

消防局及び消防団は、互いに連携し、救助資器材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況等により消防局及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要な場合、市長（本部長）は、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

【震災編 第3章・第4節・1〈救助・救急活動の原則〉】

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

資器材は、自主防災組織が所有するもの等を有効利用するほか、松戸市危険物安全協会、千葉県石油商業協同組合松戸支部に加盟するガソリンスタンド及び千葉県自動車整備振興会松戸支部に加盟する自動車整備工場の「震災時住民協力事業所」の救助用具を活用する。

(4) 警察の活動

ア 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

- イ 救出した負傷者は、応急手当を施したのち、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

2 救急活動

三師会等が設置する「市救護本部」と連携して、効果的な救急活動を行う。

(1) 救急搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「災害拠点病院」に搬送する。市外の後方医療機関（県災害拠点病院等）への搬送は、応援の救急隊を充てることとし、「引継ぎ拠点（経由地）」を状況に応じて設定して、引き継ぎを行う。なお、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じて自衛隊等へヘリコプター等の出動を要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、市救護本部に医療救護班の派遣を要請する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に、病院前救護所、学校救護所、医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

3 消火活動

(1) 活動方針

火災発生時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とし、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づいて活動するものとする。

【震災編 第3章・第4節・3〈消火活動の原則〉】

(2) 活動体制の確立

消防局は、あらかじめ定める災害配備連絡表に基づいて、職員、団員を動員する。また、職員は速やかに参集する。

【震災編 第3章・第3節・3〈大地震発生時の消防機関の体制〉】

【震災編 第3章・第4節・3〈連絡系統〉】

(3) 消防団の活動

消防団は、事項により活動するものとする。

ア 住民への出火防止の広報、住民との協力による初期消火

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消防局と連携した消火活動

消防局が出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防局と協力して行うものとする。

ウ 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難指示等の伝達と避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 広域応援要請

ア 消防広域応援要請

消防局長は、一定規模の災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県 平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 消防用水不足時の応援要請

消防局長は、断水等により消防用水が不足した場合には、災害時における消防用水供給支援に関する協定に基づき、千葉北部生コンクリート協同組合に応援の要請をする。

(5) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(6) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、初期消火活動や延焼防止措置等を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

〈事業所の消火活動等〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりとする。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県及び消防局は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

イ 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防局は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

ウ 危険物等輸送車両の応急対策

(ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

(イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用期限の緊急措置命令を発する。

4 水防活動

(1) 水防体制

水防活動の組織は、災害対策本部の組織とする。

(2) 警戒巡視

気象注意報、警報等の発表又は降雨により河川の増水、はん濫等が予測される場合、市内の中小河川、水路、道路など所管施設等の状況を巡視する。特に、過去の災害で大きな被害が発生した箇所や水害の発生が予測されている箇所については、重点的に巡視を行い、関係機関等と情報を共有し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(3) 事前の浸水防止対策

被害の発生が予測される場合は、過去に発生した被害のデータなどを基に、土のうの配備や集水桝の清掃等、事前の浸水防止対策を強化する。また、市民からの要望についても的確に対応し、災害への不安や被害の軽減に努める。

(4) 応急対策活動

市内の中小河川及び排水路等のはん濫又は倒木などにより危険がある場合は、次のような応急対策を実施する。

なお、消防局又は消防団は、床上浸水等の発生のおそれがあり、市民の生命に危険が及ぶと認められるときは、付近の住民に避難指示等を伝達し、避難誘導・支援等を実施する。また、通行止め等の措置が必要な場合は、警察署や道路管理者と連携し対応に当たる。

水防活動の実施にあたっては、消防職員、消防団員、対応職員等の安全確保に配慮する。

〈応急対策活動〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 浸水箇所では土のう積みによる防御、ポンプによる排水を行う。② 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。③ 通行の障害となる道路上の障害物は除去する。④ 倒木、落下物等で危険なものは除去する。⑤ 床上浸水等が発生するおそれのある場合は、避難指示等を伝達し避難所等に誘導する。 |
|---|

5 地下空間の安全対策

(1) 浸水情報等の伝達

浸水が発生したとの情報を入手した場合は、周辺施設の地下空間の管理者等に伝達する。

特に、不特定多数の者が利用する地下施設については、電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、被害情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

(2) 避難活動

本部長（市長）は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難指示等を行うとともに、消防本部等を通じて適切な避難誘導・支援を実施する。

地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導・支援を行う。

(3) 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、立ち入りの禁止措置等を行い、消防署へ通報する。

6 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、緊急時サポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

7 事前の風水害対策

近年多発するゲリラ豪雨などについて、市民が土のうを必要とするケースが増加しており、近隣市では、「土のうステーション」を設置している自治体がある。本市においても「自助・公助・共助」を促進する観点から、公園や支所、公民館、集会所等に小型の「土のうステーション」の設置を検討する必要がある。また、各所へ土のうを供給するための保管・作成スペース、その他道路の維持管理の資機材置き場として「道路防災ステーション」の設置についても、検討する必要がある。

第5節 災害警備・防犯対策

【計画の指針】

大規模災害時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火、傷害等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害警備	警察署
2 防犯対策	市民部、警察署

1 災害警備

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資器材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 防犯対策

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民部は、避難所における窃盗や傷害等の犯罪を防止するため、避難所運営委員会（※第7節の「5 避難所の開設と運営」参照）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報、避難所の見回り等対策を実施する。

第6節 交通・輸送対策

【計画の指針】

大規模な風水害では、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、警戒段階から道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握するとともに情報を共有し、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、浸水域等の救助等に対し、ボートやヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 道路の確保	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 緊急通行車両等の確認	財務班
3 緊急輸送	財務班、街づくり1部

1 道路の確保

(1) 道路情報の収集

災害の警戒段階から、建設部は、警察署及び各道路管理者と協力して、道路の被災状況、交通状況等を収集し、共有する。

また、避難指示等が実施される場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、市本部へ報告する。

(2) 道路の啓開、応急復旧

建設部は、管理道路上の土砂や倒木等の障害物除去、放置車両の移動等を、災害協定団体等の協力を得て実施する。また、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、警察署及び各道路管理者は、道路施設、交通管理施設の応急復旧を行う。

ア 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、主要道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 車両の移動等

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 交通規制

建設部は、他の道路管理者、警察署と協力して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため

必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。また、交通規制や道路が被災した場合は、必要に応じて迂回路を設定する。

警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制及び警戒にあたる。

【震災編 第3章・第6節・1〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉】

2 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を知事又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

(3) 規制除外車両の確認等

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

ア 規制除外車両の確認は、前記(1)を準用する。

イ 緊急通行車両とならない次の車両は、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(2)を準用する。

- | |
|--------------------------------|
| ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 |
| ② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両 |
| ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） |
| ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 |

3 緊急輸送

(1) 車両、燃料の確保、管理

財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用

車では輸送できない場合は、指定(地方)公共機関である運送事業者や協定団体等からトラック、バス等を調達する。

また、パトカー、消防車、救急車、自衛隊車両その他の緊急通行車両については、中核SS(自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となる中核給油所)での優先給油が可能である旨を関係者に周知する。

その他燃料は、県石油商業組合松戸支部加盟の松戸市内の燃料販売業者から調達する。

〈車両の調達と運用方法〉

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関(日通)			救助物資の搬送
協定団体	タクシー	学校救護所(傷病者の搬送)	
	一般乗合バス	学校救護所(傷病者の集団搬送)	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点(医薬品の搬送) 救援物資集配拠点(容器入り飲料 水・食料・救援物資の搬送)
	バイク	情報収集等	
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)等に、鉄道輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、街づくり1部は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 県立松戸国際高等学校	⑨ 金ケ作公園(野球場)
② 県立松戸高等学校	⑩ 六実中央公園
③ 県立松戸南高等学校	⑪ 市立松戸高等学校
④ 県立松戸向陽高等学校	⑫ 東部スポーツパーク(野球場)
⑤ 県立松戸六実高等学校	⑬ 千葉県西部防災センター
⑥ 21世紀の森と広場	⑭ 江戸川河川敷(上葛飾橋南側)
⑦ 松戸運動公園(陸上競技場)	⑮ 県立松戸馬橋高等学校
⑧ 江戸川河川敷(古ヶ崎スポーツ広場)	⑯ 県立小金高等学校

【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】

(4) 水上輸送

水上輸送を必要とする場合は緊急船着場(小山)を活用するとともに、自衛隊及び船舶保有者に対して船舶輸送を要請する。

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 江戸川が決壊した場合には市内が広範囲に浸水し、一部の地域では5メートル以上の水深となることから、堅牢で地上3階以上に避難者を収容できる建物を民間事業者の協力を得て確保し、垂直避難場所として指定を推進する。
- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害等がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、地域住民が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難所運営委員会を設立して実施する。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難所の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れる対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難行動の分類	—
2 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署
3 自主避難	住民
4 避難誘導	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団
5 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
6 避難所等の閉鎖	市民部
7 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
8 広域避難	本部事務局
9 広域一時滞在	本部事務局
10 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難行動の分類

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができなかったこと等により、災害が発生・切迫し、安全に立退き避難をできない状況に至ってしまった場合に、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等を行うことである。ただし、この行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

ア 避難の指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

〔警戒レベル〕 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
〔レベル3〕 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
〔レベル4〕 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
〔レベル5〕 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、自宅の上の階や、崖から離れた部屋に移動するなど、その場でとることができる少しでも身の安全を確保する行動とる。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

イ 判断基準

避難指示等の判断は、洪水、土砂災害、高潮を対象として5段階の警戒レベルに対応した基準で発令する。また、洪水氾濫に対する避難指示等においては、警戒レベル3の高齢者等避難の発令段階から家屋倒壊等氾濫想定区域の居住者等には避難開始を求める。

なお、決定にあたっては、洪水、土砂災害、高潮及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

その他河川水位と避難情報発令基準の具体的行動要領は、災害対策本部運営マニュアル等で定めるものとする。

〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉

対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫警戒情報が発表されたとき ▶氾濫危険水位を超えると予測されたとき	▶避難判断水位に達したとき ▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険情報が発表されたとき ▶堤防高を超えると予測されたとき	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき
【レベル5】 緊急安全 確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶左岸で氾濫が確認されたとき	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は野田	※水位観測所は利根運河が野田、坂川及び坂川放水路が大谷口新田

〈避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）〉

対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫
避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「警戒」となり、水位上昇のおそれがあるとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき
【レベル5】 緊急安全確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき	▶洪水警報の危険度分布が「災害切迫」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶水位が堤防高に迫っているとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は坂川が馬橋及び古ヶ崎、新坂川が新松戸及び根本	※雨量観測所は消防局、消防署、東葛飾土木及び新松戸 ※水位観測は現場確認による。

〈避難の種類及び発令基準（河川共通の洪水）〉

対象災害	河川共通
避難対象地区	—
【レベル3】 高齢者等 避難	▶堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ▶高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【レベル4】 避難指示	▶異常な漏水・侵食等が発見された場合 ▶避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【レベル5】 緊急安全確保	▶水位が堤防高に到達した場合 ▶堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ▶樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ▶氾濫が確認されたとき

〈避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）〉

対象災害	土砂災害	高潮
避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合 ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	▶高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨言及された場合 ▶高潮注意報が発表されており、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ▶高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨気象情報等で周知された場合
【レベル4】 避難指示	▶土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶土砂災害の危険度分布で「危険」となった場合 ▶避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ▶土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	▶高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 ▶避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）
【レベル5】 緊急安全確保	▶大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ▶土砂災害の発生が確認された場合	▶水門等の異常が確認された場合 ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した場合

〈避難の指示等の発令権者及び要件〉

実 施 者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知 事	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	
警察官	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水 (指示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

(2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知 事	同 上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警 察 官	同 上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自 衛 官	同 上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	火 災 等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第28条 第23条の2
警 察 官 (警察署長)	同 上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法

属する者			第21条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

(3) 住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
①防災行政無線により伝達する。 ②市、警察、消防等各機関は、広報車を利用し関係地域を巡回し伝達する。 ③災害現場へ派遣された職員は、本部の指示に基づき戸別訪問等により関係地域への伝達を行う。 ④安全安心メールにより、登録者に一斉配信する。 ⑤ケーブルテレビ等報道機関に伝達を依頼する。 ⑥市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、SNSなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。	①避難対象地域（町名、施設名等） ②避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③避難先（場所・施設名等） ④避難経路（安全な方向及び避難場所等の名称） ⑤その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(4) 要配慮者関連施設への伝達

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、洪水予報、避難判断水位情報又は土砂災害警戒情報の伝達方法（※第3節の「2 情報収集・伝達」参照）に準じて、該当施設の施設管理者に避難指示等を伝達する。

(5) 県に対する報告

避難の指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

(6) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

3 自主避難

避難は、原則として避難者による自主（自力）避難とする。避難に当たっては、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、民生委員・児童委員、高齢者相談員などが中心となり、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者を優先させる。

自力で避難できない場合、又は避難途中に危険がある場合、あるいは病院等の入院患者や病弱者の場合、それらの避難については車両等を利用して行うものとする。

4 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

浸水又はがけ崩れのおそれがある場合等、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、保健医療部、福祉1部は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

5 避難所の開設と運営

(1) 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。

ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「避難所直行職員」が開設する。

また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営委員会

避難所運営委員会を町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるよう配慮する。

イ 避難所の運営項目

(ア) 運営方針、生活ルールの設定

(イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力

(ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成

(エ) 情報管理、広報

(オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理

(カ) 秩序の維持、警備

(キ) 入浴・散髪

(ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮

(ケ) 傷病者の搬送

(コ) 医療・健康相談スペースの確保

(サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催

(シ) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援要請を要請する。

イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。

市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

イ 初期対応協力事項

(ア) 施設・設備の安全点検

(イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集

(ウ) 開放スペースの指示

(エ) 避難者名簿の作成

(オ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て

(カ) 避難所運営委員会の立ち上げ及び行動

(キ) 必要により、ホイップアンテナを利用したMC A無線機の移動

(5) 避難所担当職員

災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。

避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 健康・衛生対策等

市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(7) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等について支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

6 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

7 在宅避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

8 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

9 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

10 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

(3) ホテル・旅館等の活用

本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、保健医療部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の感染防止

ア 備蓄、訓練

本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように指導する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

ウ 健康管理

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように指導する。

また、避難者に何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

エ 衛生確保

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように指導する。

また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

オ 避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。

救護本部では松戸保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

カ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所直行職員は、逐次避難所担当職員と交代するが、その際、避難所担当職員は避難所直行職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院部、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{※1}・JMAT^{※2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字

病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

- ※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。

市救護本部は、市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

【震災編 第3章・第8節・2〈市救護本部の構成等〉】

【震災編 第3章・第8節・2〈市救護本部の各部の所掌業務〉】

(2) 災害医療コーディネーター

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期(72時間以内)の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、学校救護所を配置する場合、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会及び(一社)松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は(一社)松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員(学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く)は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の

各会員および保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

【震災編 第3章・第8節・2〈救護所での活動〉】

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合は、千葉県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT・JMAT)を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて(公社)松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談(こころのケア)、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境

対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認および健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1部、福祉2部等と連携を図って実施する。

(4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMA T、J M A T）以外の医療職団体（看護協会、理学療法士会等）についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調整する。

(5) 医療情報の提供

治療可能な医療機関や薬局の情報、市が実施する予防接種や健康診断の再開情報、感染症の流行状況等について災害広報紙や電子媒体等を用いて住民に提供する。

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

① 発生状況、動向及び原因の調査	② 健康診断	③ 就業制限
④ 感染症指定医療機関への入院勧告	⑤ 消毒等	

ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境部は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。

また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、市が備蓄するものを使用するが、不足する場合は、松戸保健所、松戸市薬業協同組合、協定団体から調達する。

オ 避難所の防疫措置

環境部は状況に応じて消毒薬剤及び殺虫剤の散布等を行う。

保健医療部は施設内全体の感染対策の状況確認や、手洗い、咳エチケットの励行などについて助言・指導する。

カ 報告

保健医療部は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸保健所に報告する。

2 保健活動

(1) 巡回医療

保健医療部は、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行う。感染症発生等、避難所環境が懸念される避難所等を優先して巡回する。

(2) 巡回健康相談・保健指導

保健医療部は避難所および在宅避難者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による巡回健康相談を行う。避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて巡回医療につなげる。

(3) 予防接種、健康診断の再開

保健医療部は感染対策、健康管理の点から、医師会等に相談の上、定期予防接種や健康診断などを早期に再開する。

また、インフルエンザ等の感染拡大が懸念される場合は松戸保健所と連携し、臨時予防接種等の措置を検討する。

(4) 入浴情報の提供

保健医療部は、入浴施設に関する情報を提供する。

なお、民間の入浴施設だけではなく、自衛隊が設置する仮設入浴施設についても市本部から情報を得て、併せて市民へ情報提供する。

(5) 食中毒等の予防

保健医療部は、避難所生活等における食中毒予防について指導を行う。食中毒の可能性を察知した場合は松戸保健所へ報告し、対応について協力する。

3 し尿の処理

水洗トイレの使用ができない場合、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) 避難者対策

災害発生当初、避難所のトイレが使用できない場合は、市の備蓄トイレやマンホールトイレ（一部の避難所に設置）を使用する。不足する場合は、環境部に仮設トイレの設置を要請する。

環境部は、応援自治体やレンタル業者等に、避難所等への仮設トイレの設置を要請する。

(2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境部は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

(3) 収集処理体制の確立

環境部は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、許可業者及び松戸環境整備事業協同組合に必要な収集車両及び収集作業員の確保について協力を要請する。体制の確保が困難な場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センターにし尿収集の応援を要請する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

4 ごみの処理

(1) クリーンセンターにおける措置

環境部は、クリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

環境部は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) その他

ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。また、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ごみの排出に協力する災害ボランティアにも周知する。

イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

5 障害物の除去

(1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、主要道路を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、

障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、街づくり1部と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、災害廃棄物が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が予想される場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、街づくり1部が民間事業者の紹介等を行う。

〈水害廃棄物の発生量のめやす〉

項 目	数 量
全 壊	12.9 t / 世帯
大規模半壊	9.7 t / 世帯
半 壊	6.5 t / 世帯
一部損壊	2.5 t / 世帯
床上浸水	4.6 t / 世帯
床下浸水	0.6 t / 世帯

（平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より）

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

オ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察・自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、学校救護所、遺体安置所、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報（住民基本台帳）

名簿は警察、自衛隊等の捜索を行う機関と共有する。

(2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- イ 死体取扱規則（平成25年年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。

第11節 生活支援

【計画の指針】

〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部、文化スポーツ部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、文化スポーツ部

1 給水

(1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

(2) 水源の水質検査及び保全

水道部は、確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先するため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 給水活動の準備

水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

〈給水活動の準備〉

活動計画の作成	○給水所（避難所等） ○給水量 ○資器材の準備	○給水ルート ○広報の内容・方法等 ○水質検査	○給水方法 ○人員配置
給水資器材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

〈目標給水量〉

時 期	1日あたり目標量	主な用途
災害発生～3日目	3リットル／人	飲料水（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～	250リットル／人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

(5) 給水方法

ア 直接給水

飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽等では、当該施設で、被災者に直接給水する。

イ 搬送給水

配水場で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器、簡易水槽等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する

【資料編 災害協定一覧】

ウ 給水順位

学校救護所及び応急給水重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

【資料編 応急給水重要施設（災害医療協力病院含む）一覧】

エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

オ 県企業局の協力

県は水道部と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

(ア) 給水車等への注水

(イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力

(ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置

(エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

(6) 応援要請等

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、情報・運用支援班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等があつて炊事のできない者③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤ 災害応急対策活動従事者 |
|--|

(3) 食料の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県、全国市長会に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、文化スポーツ部は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民部（避難所担当）、福祉1・2部（福祉避難所担当）と連携して決定する。

物資集配拠点（5の(1)参照）に受け入れた物資は、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(5) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

3 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

(3) 物資の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

【震災編 第3章・第11節・3〈生活必需品の例〉】

【資料編 災害協定一覧】

(4) 物資の管理

調達した生活必需品は、物資集配拠点（5の(1)参照）にて受け入れ、関係事業者やボランティア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

(5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、松戸運動公園、21世紀の森と広場に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

第12節 二次災害の防止

【計画の指針】

強雨が収まった後も地盤の緩みによる土砂災害や宅地の崩壊に警戒するとともに、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 がけ地の危険防止	消防局、建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所
2 被災宅地の危険度判定	街づくり1・2部、建設部
3 危険物施設等対策	消防局、県
4 放射性災害対策	消防局、消防団

1 がけ地の危険防止

(1) 土砂災害の警戒・巡視

県から土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは住民から異常現象の通報があった場合は状況を確認し、必要と認めた場合は、土砂災害警戒区域等の周辺住民に対し、注意喚起や避難指示（※第7節の「1 避難行動の分類」参照）を行う。

(2) 土砂災害発生時の措置

がけ地は、県東葛飾土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、災害協定団体等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示（※第6節の「1 避難の指示等」参照）を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

街づくり1・2部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防局及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

4 放射性災害対策

(1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

消防局長又は消防署長及び市長（本部長）は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、消防団は、消防局と連携し、現場からの距離を置き支援活動に従事する。

第13節 災害派遣・応援要請

【計画の指針】

江戸川や坂川等がはん濫した場合には、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部
2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班
3 自治体等への応援要請	本部事務局、情報・運用支援班
4 消防の広域応援要請	本部事務局、消防局
5 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、建設部
6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	本部事務局

1 受援体制の確立

大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。

(1) 人的支援の受入体制

災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。

また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。

〈人的支援の受援体制〉

受援本部		受援にかかる全体調整	
各 部	統括課		受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令
		受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等

(2) 物的支援の受入体制

経済振興部、文化スポーツ部は物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。

(3) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

ただし、消防は松戸市消防局受援計画に基づくものとする。

〈広域防災拠点（東葛・葛南ゾーン）の現況〉

種別	予定施設	備考（用途）
広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
市内宿営場所予定地※	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局
災害拠点病院等 （DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等）	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
広域物資拠点（物資の管理、市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター

※松戸市消防局受援計画に基づく拠点

2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部事務局は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	千葉県知事
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

【震災編 第3章・第13節・1〈緊急時の最寄り連絡先〉】

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	①連絡窓口を一本化する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の支援活動〉

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

項 目	活 動 内 容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

3 自治体等への応援要請

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム※の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災

害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(2) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

(3) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対しあつせんを求める。

〈県、指定地方行政機関等への要請手続き〉

種 別	県への応援要請	指定地方行政機関等への応援要請等
要 請 先	千葉県知事	指定地方行政機関又は特定公共機関 (あつせんを求める場合は県)
要請内容	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	①派遣の要請・あつせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項
根拠法令	災害対策基本法第68条	派遣：災害対策基本法第29条 あつせん：災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	

(4) 県内市町村との相互応援

大規模災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び必要量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥前各号に掲げるものの他必要な事項
応 援 の 種 類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

	③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
--	---

(5) 応援隊の受け入れ・活動支援

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先（候補施設：松戸競輪場宿泊施設）、食料、資器材等の手配を行う。

また、各部・各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各部・各班が応援者の業務について対応する。

4 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

消防局長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、直ちに市長（本部長）に報告し、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）に千葉県消防広域応援隊の応援要請を実施する。

イ 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、災害の状況、消防局及び消防団の消防力並びに県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、千葉県知事に対して応援要請を実施する。なお、千葉県知事と連絡がとることができない場合は、消防庁長官に対し直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対し報告する。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防局長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請を実施する。

(2) 消防機関の受け入れ

消防局長は、「千葉県消防広域応援基本計画」及び「千葉県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、応援部隊の受け入れ、指揮及び運用を行う。（活動拠点：松戸市消防訓練センター他消防局の指定する場所）

(3) 消防防災ヘリコプターの応援要請

消防局長は、航空消防応援が必要となったときは、市長（本部長）に報告し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの応援要請を実施する。

5 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

(2) 下水道

建設部は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

市長（本部長）は、土木構造物等到大規模な被害が発生し、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を得ることが必要と判断した場合には、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請を行う。

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

(1) 市水道の対策

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

(2) 県企業局の対策

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

(1) 下水道施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、一次的な使用制限を行い、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

(2) 管渠（かんきょ）の応急措置

- ア 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- イ 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるため、原則として応急復旧を行い、早期に本復旧の方針を立てる。
- ウ 枝線の被害については直接本復旧を行うとともに、必要に応じて移動式ポンプを設置する。
- エ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑化を図る。
- オ 工事施工中の箇所においては、工事請負者に対して、二次災害の防止を図り、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。
- (2) 下水処理場・ポンプ場等の応急措置
- ア 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、ただちに自家発電装置、又は可搬型発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するとともに、自家発電装置の燃料の確保を図る。
- イ 浸水等により下水道施設が損傷した場合には、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (3) 資機材、車両及び人員の確保
- ア あらかじめ定めたマニュアル等に基づき、対応に必要な職員を確保する。
- イ 各施設の応急復旧に当たっては、協定等に基づき関係業者と連携して行う。
- ウ 応急対応は市で保有している資機材や車両により行うが、対応が困難な場合は、各種協定に基づき、千葉県や関係業者に応援を要請する。
- (4) 災害時の広報
- 下水道施設の被害状況及び使用の制限、復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線、市ホームページ、広報車等、可能な手段により行う。
- 広報の時期については、必要に応じて災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせて、その都度実施する。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、台風、雪害、洪水、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、災害発生時においても、原則として電力の供給を継続する。

〈電気に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <p>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>② 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。</p> <p>③ 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。</p> <p>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。</p> |
|---|

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

〈ガスに関する広報事項〉

- | |
|---|
| (1) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合 |
| ① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 |
| ② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。 |
| (2) 供給を停止した場合 |
| ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。 |
| ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 |

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|-----------------------------|
| ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 |
| ② 災害復旧措置と復旧見込時期 |
| ③ 通信利用者に協力を要請する事項 |
| ④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始 |

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

日本郵便(株)は、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、

移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

7 道路・橋梁

(1) 全般

災害が発生した場合、建設部及び各道路管理者は、主要道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(2) 国道

被害状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。

(3) 県道

ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における県土整備部の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

イ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

ウ 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(4) 市道

ア 建設部は、市域内の道路の亀裂、陥没、冠水等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

ウ 災害により被害を受けた市道については、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

(ア) 通行車線の確保などの応急復旧目標の設定

(イ) 道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法の選定

(ウ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が応急復旧ができない場合、所轄警察署等関係機関と連携し、交通規制の標示等必要な措置を実施

8 鉄道

(1) 運転規制

各鉄道事業者は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し避難させる。旅客を一時滞在スペースに誘導した後、さらに松戸市から一時滞在施設への避難指示があった場合又は一時滞在スペースが危険のおそれがある場合、一時滞在施設へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

9 バス

各バス会社は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

10 河川

建設部及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 授業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	教育1部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、災害が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び連絡

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員等の役割分担を定めておく。

施設管理者、学校職員及び施設職員は、避難所直行職員、自主防災組織及び町会・自治会等と

連携して、施設の開設、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受け入れを支援する。また、避難所開設後は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織及び町会・自治会等と、避難所運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

(2) その他の文教施設

市が指定する避難所が使用できない場合又は、災害の規模や状況に応じて、幼稚園、保育所等、その他の文教施設の活用を検討する。

各施設の管理者及び職員は、災害発生時の対応に備え、事前に対応できる体制を検討する。

災害発生時には、災害対策本部、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと連携し、避難所の開設・運営等の対応を行う。

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長等は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画等に基づき、臨時の学級編成等を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、教育2部に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

〈応急教育の留意事項〉

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、教育2部と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育2部と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育2部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(3) 応急教育の実施

災害発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児等は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒・園児等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等を利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

4 応急保育

福祉2部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ、保育所等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。

第16節 建物対策

【計画の指針】

- 災害発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書の発行ができる体制を整える。
- 国、千葉県の支援内容にしたがって、災害発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあっせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 住家の被災調査・罹災証明	調査班、消防局
2 被災建築物の応急修理	街づくり1部
3 応急仮設住宅の提供	街づくり1部、福祉1・2部
4 空き家のあっせん	街づくり1部
5 市管理建築物の応急対策	各部・各班

1 住家の被災調査・罹災証明

(1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部破損）・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。

〈住家の被災調査〉

一次調査：外観の損傷状況及び浸水深の目視調査により判定する。

二次調査：一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は一次調査の対象に該当しない場合に、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

再調査：被災者から依頼があった場合、内容を精査した上で、必要に応じて再調査を行う。

(2) 罹災証明の発行

家屋の被災調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター（※第3節の「7 住民相談」参照）にて罹災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものがり災した場合において、必要と認めたときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。ただし、火災罹災証明書の発行は、消防局が行う。

【資料編 罹災証明書、罹災届出証明申請書】

2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

街づくり1部は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

3 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を提供する。

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて県が建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 借上型応急住宅の確保

被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を借上型応急住宅として提供する。

(5) 入居・管理

災害時要配慮者、住宅の困窮度等を考慮して入居者の選定を行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、維持管理を実施する。

4 空き家のあっせん

街づくり1部は、公営賃貸住宅、民間賃貸住宅等の空き家の情報を収集し、被災者にあっせんする。公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

5 市管理建築物の応急対策

街づくり1部及び建築物を管理する各部・各班は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設（避難所等）を優先して応急復旧を行う。

第17節 ボランティアへの対応

【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

保健医療部、福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

(2) ボランティアニーズの把握

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

(4) 市との調整

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

- イ 市内被害状況に関する情報の提供
 - ウ 対策実施状況に関する情報の提供
 - エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整
 - オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
 - カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
 - キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
 - ク その他の協力要請
- (5) ボランティア保険
ボランティア保険は、(福)松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。
- (6) 活動費用の負担
ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。
- (7) 食事・宿泊の手配等
食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

〈災害ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 高齢者、障害者等の介護
⑤ 高齢者、障害者等の介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ 情報提供・広報活動
	⑦ その他被災地における作業など

第18節 要配慮者への対応

【計画の指針】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者（以下「要配慮者」という。）」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援に当たる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するように努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線 | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ | ⑧ ツイッター |
| ③ 広報車 | ⑥ 電話等口頭による連絡 | |

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

(3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

(2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

3 要配慮者の支援

(1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、暑さ・寒さ対策、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への収容

福祉1部は、避難所での介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ収容させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。

(3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2部は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2部が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福) 松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

「松戸市災害見舞金支給要綱」（昭和55年3月31日告示第48号）に基づき、風水害等により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。

3 生活福祉資金の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯等に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

4 郵便物の特別取扱い等

日本郵便(株)は、災害救助法が発動された場合は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する

イ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。

ウ 災害時における窓口業務の維持

エ (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

5 雇用の確保

松戸公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

〈職業安定所の職業のあつせん〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置 |
|--|

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、街づくり1部は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

8 災害応急資金の融資

経済振興部は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について対応を行う。

(1) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援を促進する。

(2) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

9 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、保健医療部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

【資料編 義援金品受領書】

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

10 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、災害救助法が適用される等一定規模以上の災害により、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(1) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

【震災編 第4章・第1節・10〈対象世帯別支給限度額〉】

【震災編 第4章・第1節・10〈対象世帯別支給限度額（単身世帯の世帯主）〉】

(3) 千葉県被災者生活再建支援事業

- ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。
- イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率8/10）
- ウ 支援金の支給額は上記(2)と同等とする。

11 介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付制限等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

第2節 生活関連施設の復旧計画

【計画の指針】

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害復旧事業	各部・各班
2 国の財政援助等	各部・各班

1 災害復旧事業

市は、国および千葉県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が実施する災害復旧事業又はその他関係事業は、別の法律に定めるところにより、国及び千葉県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

【震災編 第4章・第2節・2〈法律等による災害復旧事業〉】

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興計画

【計画の指針】

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

1 復興まちづくり

市街地が壊滅的な被害をうけた場合、再び災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプランなどについて、住民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

復興まちづくりを行うに当たっては、市・住民・事業所で協力して行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

2 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県及び関係地方行政機関に対して職員の派遣等を要請する。